

官報号外 昭和五十二年三月十四日

○第八十回 参議院会議録第六号

昭和五十二年三月十四日(月曜日)

午前十時七分開議

○議事日程 第六号

昭和五十二年三月十四日(月曜日)

午前十時七分開議

○本日の会議に付した案件

一、請假の件
二、所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)
三、國務大臣の報告に関する件(昭和五十二年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。
岩本政一君から病気のため七十六日間請假の申し出がございました。
この際、お詫びいたしました。
これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

昭和五十二年三月十四日 参議院会議録第六号

請假の件 議事日程追加の件 所得税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

よって、許可することに決しました。

○議長(河野謙三君) この際、日程に追加して、

所得税法の一部を改正する法律案
租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
以上両案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。坊

大蔵大臣。

〔國務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○國務大臣(坊秀男君) 所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について申しあげます。

まず、租税特別措置法の一部改正について申しあげます。
租税特別措置法につきましては、最近における社会経済情勢に顧み、利子・配当課税等の適正化及び交際費課税の強化を行つとともに、その他の租税特別措置の整理合理化を行う等、所要の措置を講ずることといたします。

情勢に顧み、中小所得者を中心にその負担の軽減を図ることとし、現下の厳しい財政事情にもかかわらず、初年度三千五百三十億円、平年度三千百六十億円の減税を実施することとしたしております。

すなわち、第一に、利子・配当課税等の適正化を図ることから、利子・配当所得に対する源泉徴収率を一五%に引き上げ、また、割引債の償還差益に対する源泉徴収率を一五%に軽減する特例を廃止して二〇%の本則税率を適用することとするほか、源泉分離課税を選択した場合の税率を現行の三〇%から二五%に引き上げ、また、割引債の償還差益に対する源泉徴収率を一五%に軽減する特例を廃止して二〇%から一六%に引き上げることとしたとしております。

第二に、交際費課税の強化を図るため、損金算入限度額の計算の基礎となる資本等の金額の一定割合を千分の〇・五から千分の〇・二五に引き下げるとともに、損金不算入割合を八〇%から八

最低限は、夫婦と子供二人の給与所得者の場合で三百一万五千円となり、現行の百八十三万円に比べ一〇・一%引き上げられることとなります。この引き上げ率は、政府の昭和五十二年度の経済見通しによる消費者物価の年度平均上昇率八・四%を上回るものであります。

第二に、障害者控除、老年者控除、寡婦控除等につきまして、福祉政策等の見地からその控除額をそれぞれ基礎控除等の引き上げ幅と同額の三万円引き上げるほか、年齢七十歳以上の控除対象配偶者について、老人扶養控除と同様、特別の配偶者控除を認めるとしております。

以上のほか、勤労学生控除の適用要件である所得限度額を引き上げる等、所要の改正を行うことといたしております。

次に、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について申しあげます。

まず、租税特別措置法の一部改正について申しあげます。

租税特別措置法につきましては、最近における社会経済情勢に顧み、利子・配当課税等の適正化及び交際費課税の強化を行つとともに、その他の租税特別措置の整理合理化を行う等、所要の措置を講ずることといたします。

情勢に顧み、中小所得者を中心にその負担の軽減を図ることとし、現下の厳しい財政事情にもかかわらず、初年度三千五百三十億円、平年度三千百六十億円の減税を実施することとしたとしております。

すなわち、第一に、利子・配当課税等の適正化を図ることから、利子・配当所得に対する源泉徴収率を一五%に引き上げ、また、割引債の償還差益に対する源泉徴収率を一五%に軽減する特例を廃止して二〇%の本則税率を適用することとするほか、源泉分離課税を選択した場合の税率を現行の三〇%から二五%に引き上げ、また、割引債の償還差益に対する源泉徴収率を一五%に軽減する特例を廃止して二〇%から一六%に引き上げることとしたとしております。

第二に、交際費課税の強化を図るため、損金算入限度額の計算の基礎となる資本等の金額の一定割合を千分の〇・五から千分の〇・二五に引き下げるとともに、損金不算入割合を八〇%から八

五%に引き上げることといたしております。

第三に、その他の租税特別措置法につきましては、年々の歳入に組み入れるべき国税収納金等の受け入れ期間の末日を、翌年の五月一日とする改正を行ふことといたしております。

次に、国税収納金整理資金に関する法律の一部改正について申しあげます。

現行の国税収納金整理資金に関する法律におきましては、毎年度の歳入に組み入れるべき国税収納金等の受け入れ期間の末日は、翌年度の四月三十日と定められているのですが、四月三十日が日曜日その他の休日に当たるときは、当該受け入れ期間の末日を、その翌日の五月一日とする改正を行ふことといたしております。

以上、所得税法の一部を改正する法律案並びに

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手) ○議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。福間知之君。

〔福間知之君登壇 拍手〕

○福間知之君 私は、ただいま議題となりました所得税法並びに租税特別措置法などの法律を一部改正する法律案に關しまして、日本社会党を代表して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

それに先立ち、いま問題視されておりますところの福田総理の訪米に関しまして、改めてお伺いしたいと思います。

伝えられるところによれば、総理は、カーター・アメリカ大統領との日米首脳会談を行なへば、今月十九日から二十五日までの間、訪米される予定を組んでおられるようであります。だとしますと、私は、それは決して適切な時期ではなく、考え直すべきだと申し上げたいのです。特段にこの期間に会談せねばならない緊要な課題がない限り、国内を留守にすることは、國家、国民に対しても大変失礼な話だと思いますし、国民は決して望んでいないございましょう。総理自身にとてもこのことは決してよいことではないと存じます。また、国会審議をおろそかにして訪米することは、当事者カーター大統領を含め、国際的にも決して尊敬と評価を得られるとは考えられません。

いま、本院は、五十二年度国家予算の審議を始める重要な時期に当たっていることは御承知のことです。現下の社会、経済、財政の諸状況からして、来年度国家予算はその内容を十分検討する必要のあることはもちろん、その上に立って国民は可及的速やかな成立を望んでいるところであります。衆議院における審議と可決を経た後、本格的審議に取り組む本院は、その主体性に立って必要かつ可能最大限の日程を望むことは当然のこと

(趣旨説明)

とであり、一方、憲法第六十条の定めに照らし、その審議期間にはおのずからまた制約があるものと考へられるわけであります。申すまでもなく、本院予算委員会における審議の、しかも冒頭の総括質疑は総理を中心として全閣僚にわたって行われることになつております。したがつて、内閣の首班である福田総理がこの時期に訪米し、全く審議に参加しないということでは、その意義は大きく損なわれ、自後の審議にも重大な欠陥と影響を及ぼすことが危惧されます。だから、そのような姿での審議は認めるわけにはまらないわけです。

すでにこのことに關しては、去る一月三十一日の施政方針演説に対し、わが党を代表して阿具根登議員が指摘をし、厳重に注意を喚起したところあります。そのとき総理は、この壇上から、国会を監視するなど考えてはいない、もうとにかく一票差の内閣なんだから、特に国会を重視する立場にある私はそういうことを言ははずがない、

カーター大統領から招請のあった三月二十一、二十二日——これはその真偽のほどは定かじやありません——この首脳会談に對しても、来日したモンドール副大統領に、国会の都合これが許せば、

そして国会の了解が得られればお受けしたいといふ返事をしている旨の答弁がなされているのであ

ります。また、最近本院河野議長も、首相訪米時

期に關して、今後の本院の審議日程、あるいは国会運営についての見識と展望に立たれて見解を表明されたところであります。議院運営委員会におきましても、この時期の訪米は与野党を通じて了解されるに至つてはおりません。

とおりに、ぜひとも在韓米軍撤退の問題や、人権擁護政策等に關するわが国の支持態度の意思表明を願いたいと思います。なおかつ、いかなる軍事的な、あるいは經濟的な肩がわりもその場合にはしないんだということも申し述べてほしいと思います。

アジアと世界の平和に関する諸問題、核不拡散と平和利用の問題、さらには領海、經濟水域設定の問題や、最近の貿易をめぐる摩擦現象などに関しましても、まさに資源有限や、公害の地球的拡散という危険の中で、世界各国のこれから的新しい時代における繁榮と相互協力のためのグローバルな思想性や、日米両国のこれに關するリーダーシップについて、有意義な話し合いをされることこそ期待されるところであります。それらのため、事前に党首会談その他適切な与野党間の意思疎通を図ることが望ましく、それは今日の国会の

責任ある状況からして、きわめて大切だと考えます。このことはまた、内閣がかかるたびの一種儀式的、参勤交代的首相訪米という姿から国民的立場に立つ外交へと脱皮することに通ずることにもなりましょう。私は、この点強く要望しておきます。

次に、所得税減税並びに租税特別措置の是正に關して幾つかのお伺いをしたいと思います。

まず、所得税減税案に關しましては、すでに数

回

に述べられたと聞いておりますが、それは果たしき、内閣支持率二八%などは解消するかもしまして、まさに資源有限や、公害の地球的拡散という危険の中で、世界各国のこれから的新しい時代における繁榮と相互協力のためのグローバルな思想性や、日米両国のこれに關するリーダーシップについて、有意義な話し合いをされることこそ期待されるところであります。それらのため、事前に党首会談その他適切な与野党間の意思疎通を図ることが望ましく、それは今日の国会の責任ある状況からして、きわめて大切だと考えます。このことはまた、内閣がかかるたびの一種儀式的、参勤交代的首相訪米という姿から国民的立場に立つ外交へと脱皮することに通ずることにもなりましょう。私は、この点強く要望しておきます。

次に、所得税減税並びに租税特別措置の是正に關して幾つかのお伺いをしたいと思います。

まず、所得税減税案に關しましては、すでに数

回

に述べられたと聞いておりますが、それは果たしき、内閣支持率二八%などは解消するかもしまして、まさに資源有限や、公害の地球的拡散という危険の中で、世界各国のこれから的新しい時代における繁榮と相互協力のためのグローバルな思想性や、日米両国のこれに關するリーダーシップについて、有意義な話し合いをされることこそ期待されるところであります。それらのため、事前に党首会談その他適切な与野党間の意思疎通を図ることが望ましく、それは今日の国会の責任ある状況からして、きわめて大切だと考えます。このことはまた、内閣がかかるたびの一種儀式的、参勤交代的首相訪米という姿から国民的立場に立つ外交へと脱皮することに通ずることにもなりましょう。私は、この点強く要望しておきます。

次に、所得税減税並びに租税特別措置の是正に

案に至る間に果たした役割りと、それを土台とした与野党折衝による合意であるものだけに、その経過を理解し、了とするものであります。減税の不実施などの点から、基本的にはなお多くの不満を残しているものであることを表明しておきました。

いりました不公平税制は正の依然とした停滞、さ

らには戻し税方式や、かなりの数に上の少額納稅者や非納稅者に対するいわゆる負の所得税的措置の不実施などの点から、基本的にはなお多くの不満を残しているものであることを表明しておきました。

ところで、総理は、この与野党合意が達せられ

た後、そうか、決まつた以上は國を挙げてひとつみんなでこれを十分に経済や生活に生かすよう

しようとでも言つてこそ、りっぱな宰相として輝

き、内閣支持率二八%などは解消するかもしまして、私は思うのですが、そうではなくて、総理

は、大きな荷物を背負うことになつたという感想

を述べられたと聞いておりますが、それは果たし

てどういう意味を含んでおるのでしょうか。当初から言つてこられた、減税は政府原案がぎりぎりの線だ、あるいは国家、国民のためにならないかと国民に対して総理なりの考え方を徹底するという意図が損なわれたということから言われたことで

すか。あるいはまた、与野党間の詰めた議論の展開と、その結果、減税財源に關し予算の一部修正

という国會史上初めてとも言う厳謹な事実を前にして、さきに福田法相に対する戒告決議が衆院予算委員会で可決されたということもこれあり、これからの国会が与野党の思ふようにはならないといふことを改めて身につまされたという意味もある

のでございましょうか。

国会は、政府・与野党だけのものではないことは

言うまでもありません。今回減税案修正の経過におきまして、まさに国民が期待する国会の復権という芽をつくり出したとも言え、わが党は大きな意義を見出するものであります。総理、ぜひこの

3

ここであえて付言すれば、けさのニュースで報じられましたように、国税庁が田中角栄に対しても、いわゆる賄賂課税を課して追徴することを決断されたということは、遅きに失したとは申せます。国民の気持ちに立った当然の処置だと存じます。

次に、租税特別措置の是正に関して伺います。私は、経済の現状と低成長時代の展望に立って考へるときには、まず、現行のこの法人税制というものは、國家、国民の立場から見まして、その全

以上、これらについては、いずれ実態について
大蔵大臣に資料の提出を求めて存じますが、
経理並びに大蔵大臣、以上述べましたように、い
まや法人税全般にわたつて私は本格的な検討を加
える必要があると考えますが、御所見はいかがで
すか。

提案されている租税特別措置の改正は、この程
度の中身であつてももちろん無意味だとは存じま
せんが、それにしても、内容的に昨年度のは正に

兆円ないし六兆円の税収不足が予想されるので、五年間で国民所得に対し租税負担率を二二・七%からほぼ三%引き上げるということ、そしてこの期間、年平均で二〇・九%の税収の伸びを確保すること、まさか大幅な景気拡大や所得上昇によってその税収が確保されるとは考えられないでしょう。とすれば、それを可能とするものは何なのか。今後の税制のあり方が問題になると考えることは当然でしょう。中期財政見通しの税収試算

以上をもつて私の質問を終わりますが、それぞれひとつ誠意のある御答弁をお願い申し上げます。(拍手)

〔國務大臣福田赳氏登壇 拍手〕

○國務大臣(福田赳氏) 福間さんから私の訪米問題につきまして厳しいおしかりでございます。

私の今回の訪米につきまして、参議院の皆さんに大変御心配をかけておる事態につきましては、

庄、今回の減税並に全般を巡して、景気刺激へおかれますか。公共投資あるいは減税による景気刺激への波及効果について、最近、経企庁や民間では日経新聞社、京大、電力中央研究所などで、それぞれの効果が測定されていますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、いま全国的に賃上げ要求が行われていてることは御承知のとおりです。要求水準はほぼ一五%強でござります。最近の経理府統計などに見られるよう、労働者の実質生活低下の現状や予想される物価の上昇、公共料金の値上げなどを考慮すると、今次所得税減税をミニマムとして一五%程度の賃上げはぜひとも必要と考えるのでですが、どう判断されますか。労使間で決める事柄とはいえ、公務員や公共企業体職員の賃金にもかかわることであります。ひいては予算に連動するところとでもござりますから、この際、日本丸の船長を自認される縦理に、そのかじ取り、御見解をせひ承っておきたいと存じます。

か。この点、大蔵大臣の所見も伺います。
減税をめぐる与野党折衝の合意の中、不公平
税制の是正について、五十三年度予算で反映する
ため努力するということになつていて。わが管
は、今後その実現に全力を尽くす所存であります
が、特に租税特別措置の抜本的改革に関しては、
今までの税調における是正努力に対し全くそ
れを評価しないわけではありませんが、しかし、
今日の情勢が、先ほど申し述べましたように、
もはやそんなに余裕ある事態ではありません。日
本株式会社などと言われるよう、国際的な交易
条件の公正化という観点からも、これはやはり
やかな是正を果たさねばなりません。したがって、
私はこの際、税調とは切り離し、別個の改正の方
めの委員会を設置してこれに対処すべきではない
かと考えますが、総理の御決意はいかがですか。
次に、五十年代経済計画並びに改定された中期
財政見通しに関する伺います。
そこには、現行税制のままでは五十五年度で五

すなわち、膨大な税収額をもたらすためには、しばしば指摘されてきたように、付加価値税の創設を考慮しているのではないかということあります。總理、大蔵大臣の答弁を求めます。

わが党の現在掲げている特別措置の具体的な内容は、今後、予算委員会、大蔵委員会などで提起してまいり所存でございます。

最後に、経済情勢について、倉成経企庁長官にも、せつからくのこととござりますので、お伺いをしてまいりたいと思います。

月例経済報告によれば、鉱工業生産、出荷、在庫投資、消費支出、民間設備投資など、いずれも思わしくございません。物価動向も注意を要する」と見られておりますが、この点、今後の展望を伺いたいと思います。十一日に政府が決めた地方団体への要請を含む財政面の措置、金利政策の推進、住宅建設の促進、民間設備投資の促進など、いわゆる四項目の景気対策について、その具体化について倉成経企庁長官にお伺いしたいと思います。

芽を育てようではありませんか。協調と連帯は单に口頭辭ではないのです。望むべくは、今後、重要な法案や政策に関して、政府・与党は、提案以前にはもちろん、適切な時期に与野党間の意思疎通を極力図ることが大切ではないでしょうか。それも形式的に開きおく程度ではなく、国会が実り多いものを生み出し、さらには、より円滑で効率的な国会運営を実現するためにでございま

一般的な見直しを決意すべきときではないかと思うのです。古くはシャウブ勧告以来、曲折を経ながら今日に至ったことは言うまでもございませんが、わけても三十年代後半からは自己資本の充実、企業体质の強化、国際競争力強化などを目的として税率の引き下げが続いてきたのであります。これは明らかに高度成長のための租税政策であったと言えます。その後、これは幾分改められたとはいえ、なお法人の実効税率は諸外国の五

比べ、改正項目において十数項目、税収金額で五百億円近くそれぞれ下回るという大変不十分なものであります。総理は、特別措置については、その徹底的な整理に賛成である旨を述べてこられましたが、それが口先だけのものでないとするならば、今次改正案は、わが党の主張なども入れまして、思い切って考え方にしてはいかがかと存じます。そうすれば、さしあたり、今後補正予算を必要とする場合にも、総理の肩の荷を軽くする

において注目されることは、租税弹性性を一・六ないし一・八余りに想定していることであつります。これは、今日の所得税、法人税、間接税などの弹性性と関連して考へると、大蔵省は弹性性の低い間接税のそれを引き上げることを考へているのだと考へても仕方がないではないでしようか。

○議長(河野謙三君) 福間君、時間が超過しておられます。簡単に願います。

私これをはなはだ遺憾とし、私の不徳のいたすところであると存じまして、おわびを申し上げましたのは、衆参両院における予算の審議日程です。これにつきまして私がその見通しを誤った結果でございます。ただ、訪米はそうおこらすことはどういものかと思うのです。ということは、カーター新政権がで思まして、そしていろいろ新政策を作案中である。そのカーター新政権が、四月、五月、この段階で大体固まろうといたしておるのであります。そういうことを考えますと、わが國のことを考えましても、早くわが國の立場を新政権に伝えておいた方がよからう、この方がわが國の立場をアメリカの新政権に取り入れることになるであろう、こういうふうに考えまして、あれこれと日程を作案したんですが、当初私どもの考えでは、三月の十九日ころになりますれば参議院の予算の審議が一般審議の段階に入るのじゃないか、そういう段階になりますれば御了承も得られるんじゃあるまいとかと存じまして、そういう日程を組んだ次第でありますのが、事はそういう性格のものでありますので、ずいぶん皆さんにも御感想はあるうと思いますが、私はいたしましては、この日程につきまして出で御了承願いたい、御理解を願いたい、かように考えておる次第でござります。

幸いに皆さんの御理解を得まして私が訪米いたしましたれば、私は、いま福岡さんからお話をありましとおり、ひとり日本という二つの国の立場ばかりじゃありません、世界全体のために日本は何をなすべきかというような点につきまして、自主性を持ってひとつ論じてまいりたい、かようになります。

次に、所得税減税の問題でありまするが、この間の五党修正案、これについて感想はどうだ、こ

ういうことでありまするが、福岡さんもこれについては御不満もあるうと思うのです。減税が小幅に過ぎたというような御感想をお持ちだと思う。私は

もいろいろの感想はあります。ありますけれども、とにかく私は、国会の運営は協調と連帯だ、こういうことを申しておるわけありまするが、そういう

大きな立場から見ると、私は高く評価されるべき合意であった、かようと考えております。この合

意の精神に従って、この修正を忠実に実行するというのが私の姿勢でござります。

なお、春闘の問題につきましてのお話でございまますか、春闘は、私は前から言っているのです。

これは労使の良識によって決定すべきものであ

る、政府がこれに介入すべきものではない。今日においてもその考え方には変わりはございません。切に労使の良識を期待をいたします。

それから、租税特別措置につきましては、今回

の与野党折衝におきまして、五十三年度におきましても、あの経過を踏まえて検討すべしといふことになつておりますが、私もそのように考えておる次第でございます。

それから、五十年代、この中期財政計画におきまして財政負担がある、その具体的な内容はどうかといふふうにお話でございまするけれど

も、これはこれから検討する問題である、こういふふうに御理解願います。(拍手)

○國務大臣(坊秀男君) 私に対する御質問にお答えをいたしたいと思いますが、これはまだ決めておらないのです。これから決める。付加価値税

はどうかといふふうにお話でございまするけれど

も、これはこれから検討する問題である、こういふふうに御理解願います。(拍手)

○國務大臣(倉成正君) お答えいたします。

私はに対する御質問は二点、減税の景気に對する影響と四項目の効果ということであったと思ひます。

まず第一の減税の効果でございますが、減税の効果はモデルを使いましていろいろ計算をいたすところであります。が、公共事業が一・五から一・九に対し大幅減税が〇・八程度であるとい

ます。まず第一の減税の効果でございますが、これが直接税の中の法人税、所得税は、これは何と

えになりましたとおり、やっぱり税制について見直していくなければならない機会が到来しておりますから、そこで、そういったような機会に、こ

れは直接税の中の法人税、所得税は、これは何と

いふふうに御理解願います。(拍手)

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣倉成正君登壇 拍手〕

私はに対する御質問は二点、減税の景気に對する影響と四項目の効果ということであったと思ひます。

まず第一の減税の効果でございますが、減税の効果はモデルを使いましていろいろ計算をいたすところであります。が、公共事業が一・五から一・九に対し大幅減税が〇・八程度であるとい

ます。まず第一の減税の効果でございますが、これが直接税の中の法人税、所得税は、これは何と

いふふうに御理解願います。(拍手)

〔國務大臣坊秀男君登壇 拍手〕

私はに対する御質問は二点、減税の景気に對する影響と四項目の効果ということであったと思ひます。

まず第一の減税の効果でございますが、これが直接税の中の法人税、所得税は、これは何と

いふふうに御理解願います。(拍手)

〔國務大臣倉成正君登壇 拍手〕

私はに対する御質問は二点、減税の景気に對する影響と四項目の効果ということであったと思ひます。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣倉成正君登壇 拍手〕

私はに対する御質問は二点、減税の景気に對する影響と四項目の効果ということであったと思ひます。

まず第一の減税の効果でございますが、これが直接税の中の法人税、所得税は、これは何と

いふふうに御理解願います。(拍手)

〔國務大臣倉成正君登壇 拍手〕

私はに対する御質問は二点、減税の景気に對する影響と四項目の効果ということであったと思ひます。

まず第一の減税の効果でございますが、これが直接税の中の法人税、所得税は、これは何と

いふふうに御理解願います。(拍手)

〔國務大臣倉成正君登壇 拍手〕

私はに対する御質問は二点、減税の景気に對する影響と四項目の効果ということであったと思ひます。

まず第一の減税の効果でございますが、これが直接税の中の法人税、所得税は、これは何と

いふふうに御理解願います。(拍手)

〔國務大臣倉成正君登壇 拍手〕

私はに対する御質問は二点、減税の景気に對する影響と四項目の効果ということであったと思ひます。

まず第一の減税の効果でございますが、これが直接税の中の法人税、所得税は、これは何と

投資とかいうのははかばかしくないというのも事実でございます。ただ、ここで御理解いただきたいのは、好況業種と不況業種との格差が非常に激しい、したがって、業種別——同じ業種の中でも企業間の格差が非常に激しいと、そういうことから、どうしても企業家の心理としては、先行きに對する不安でなかなか設備投資に踏み切れないといふのが今日の現況でございます。したがって、どうしても経済の将来に対する自信を持たせると、いうことが大事だと思いまして、先般の四項目にわたる景気刺激策を実行いたす所存でございます。

この四項目は、すでに新聞等で発表いたしましたおりに、五十一年度の予算を年度内にできるだけ執行残が残らないようやることと、五十二年度の予算が成立しまった際に、これを前倒しにいたしまして、そうして七〇%程度の契約を上期に集中してやるというのが一点でございます。第二は、市中金利を引き下げるということと、これは公定歩合の〇・五%引き上げを日銀政策委員が決定をいたしたところでござります。第三点は、住宅建設でございまして、個人住宅の融資につきまして四月中に九万戸募集するということで明るい予想を出していこうということでございまして、第四は、設備投資の大宗を占めております電力投資、これは立地その他いろいろな問題があるわけでございますが、手続等についてかかるだけこれを見ましても、そうして電力投資その他の民間投資を早めしていくというのが四項目の趣旨でございます。

しかし、おくれております政府支出も地方財政を中心と、輸出が引き続き好調でございまして、また、おくれております政府支出も地方財政を中心と、伸びてまいっております。住宅投資も、これも回復をしておりますので、四項目の景気刺激策と相まって景気は着実に回復の過程をたどっていくものと思っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 藤原房雄君。
〔藤原房雄君登壇、拍手〕

○議長(河野謙三君) 私は、公明党を代表して、たゞいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対し、總理並びに関係閣僚に若干の質問をいたします。

わが国経済は、現在、景気回復の伸び悩みと行き先見通し難い深い霧の中にあります。一時立ち直りを見せた企業収益にも頭打ち傾向が見られましたし、失業者も一月末現在で百十四万人と一向に好転が見られず、国民の生活は年度末にかけて上昇を見せてきた消費者物価の騰貴に脅かされております。そういう中で、ステップフレーション脱出の糸口さえ見出せないヨーロッパ、アメリカから大幅黒字国日本への注文や反発は一段と強まっております。経済水域二百海里時代への体制も早急に固めなければならない時期を迎えております。

わが国経済は、歴史的とも言える深刻かつ重大な転機に立っているのであります。

しかし、このような事態を招いた反省もなげ、政府の財政運営は、経済全体のかじ取りの中で、これら国内の経済状況、国際情勢をしつかりと見据えて行っているとは思えないのではあります。経済は生き物であり、十年一日のこととき公式論では今日のような激変する社会に対応できないことは当然であります。

このような観点に立つて、五十二年度税制改正案を検討いたしますと、国内需要喚起のために、所得税の減税と物価調整の範囲にとどめて、景気刺激は公共投資の拡大のみに固執する政府の姿勢は納得できないのです。地方財政の危機が言われる今日、国の予算で公共投資を増加しても、地方の単独事業を減少させ、全体として景気刺激効果は期待ほど高まらないことは、過去の景気刺激対策で明らかであります。

さらに、今日のような経営マインドのもとでは、公共投資にかつてのような投資や生産の誘発効果が期待できないのではないかということではあります。むしろ、大幅減税により国民の気分を明るくした方が民間経済の活力を引き出す近道ではないかと考えるわけであります。このような見地に立って、わが党初め野党は一致して一兆円減税と社会保障の給付改善を要求してきたのであります。

なお、この問題に関しては、衆議院において、必ずしも十分ではありませんが、各党の合意のもとに税額控除による三千億円の減税が上積みされたことは評価いたしたいと思います。

次に、具体的に税制改正について質問してまいりたいと思います。

第一は、発想の転換が要求される今日においても、インフレによって促進された資産、所得の不公平な配分を是正するため、政府により何ら新しい提案がなされている点であります。

インフレのもとにおいて、税制の機能で最も重視しなければならない所得再分配機能について、政府には正しい認識がないものと言わざるを得ないのです。三〇%近くを国債に依存している財政から、どのような歳入確保策をもって財政再建をしようとするのか、展望が全くありません。まず、中期財政見通しで明らかにされていることがあります。三〇%近くを国債に依存している分しか控除が認められません。本年のような異常な積雪寒冷の場合、特例措置で経費の全額控除を認めるようにすべきであると思うが、お答えください。

第二は、サラリーマン等の給与所得者は雑損控除しか認められず、したがって、所得の一割を超える分しか控除が認められません。本年のように大きな役割りを果たすものであり、現在求められるからであります。また、富める強者には十分の負担を求め、貧しき弱者に配分するという福祉型税制こそ税制のあるべき姿であり、国民の求めるものであります。しかるに、協調と連帶を唱えている福田内閣は、みごと国民の期待を裏切

り、不公平税制の是正とはほど遠い形だけの微調整をしたにすぎないのであります。福田内閣の不公平税制の改正に対する熱意は、前三木内閣よりも劣ると言わざるを得ません。総理の不公平税制に対する所信を伺いたいのであります。

次に、具体的に伺います。

利子・配当の特別措置については、その著しい不公平は明らかであり、総合課税への移行は異論の余地がないのであります。五十年に期限延長がなされた際にも、現在の執行体制では所得の把握が困難で、かえって税の公正な執行ができないといった理由で五年延長したはずであります。しかし、その間において所得を完全に把握するための措置を検討し、期間内においても総合課税に移行するものとしていたのであります。にもかかわらず、今回の改正は、源泉分離課税について税率五%引き上げの見返りとして五十五年末まで制度を固定化しようとしているのであります。口では廢止を言いながら、長期固定化を図るうとする態度は許せません。早急な検討と、期限到来前においても総合課税化へ移行するということを約束すべきであります。総理の責任ある答弁を伺いたい。

また、財源確保のためにも大企業課税の強化は不可欠であり、特に会社臨時特別税の復活、交際費課税の強化、広告費課税の新設は急務であると思いますが、所信を伺いたい。

さらに、不況にあぐ中小零細企業のための思い切った減税を勇断をもって実行すべきであります。最後に、問題としなければならないのは、租税政策以前の問題として、税務執行面の不平等、特に個人、法人を含めて所得の捕捉率に非常に不均衡があるのでないかという納税者の不信感であります。今日まさに所得税の申告期であります。が、大きな脱税耳にするほど納税意欲を減退させるものはありません。そういう意味でも、最近のロッキーをめぐる疑惑事件、それにまつわる

(所得税法)一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案
(趣旨説明)

一一四

脱税、田中金脈に端を発する法人の脱税、これらの事件ほど、まじめな庶民、納税者をばかにしたことにはなりません。これらの問題について徹底的な税務調査を要求するとともに、公正な税務の執行に対し、事務量の増加する中でどのように対処しようとしているのか、明らかにしていただきたいと思うであります。

税負担について国民が納得し得るか否かは、税制の公平さ、税の行方について納得が得られるか、税の執行が公正に行われているか、三つの角度からの追及が必要であることを再度主張して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣福田赳天君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳天君)お答え申し上げます。

赤字財政をどういうふうにして脱却するかと、

こういうようなお尋ねでございますが、現下の赤字財政はきわめて重大な問題だといふうに考

えておられます。わが国の国政の中で最大の問題の一

つであるとも考えておるわけでございますが、政

府といたしましては、今日のような状態をこのま

ま放置することはできない。これはもう特に、そ

の中で公債であります。そのいわゆる赤字公債につきましては、これを何といたしましても五十

五年度ぐらいの時点において発行をいたさないと

いうところまでやらぬと、わが国の財政の健全性

という問題に関係してくるんじやないか、さよう

に考えておるわけでございますが、しかし、これ

を五十五年度の時点においてそのような解決をす

るということになりますと、国民の負担をかなり

ふやしていくべきならぬと思うのです。これから

先の国政を考えてみますと、社会保障の充実を

しなきゃならぬ、また、われわれの生活関連投資

を強化しなきゃならぬ。そういう財政事情があ

る。需要がある。反面、この財源につきましては、低成長下においておのずから削減がある。こ

うな形でお願いをしなきゃならぬかということに

つきましては、いま税制調査会にも諮りまして鋭行に對し、事務量の増加する中でどのように対処しようとしているのか、明らかにしていただきたいと思うであります。

税負担について国民が納得し得るか否かは、税制の公平さ、税の行方について納得が得られるか、税の執行が公正に行われているか、三つの角度からの追及が必要であることを再度主張して、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○國務大臣(坊秀男君)私に残されました御質問をして五党修正が行われたわけでござりまするけれども、行われようとしておるわけでござりまするけれども、この五党修正、私は、国会が協調と連帶、この精神を發揮したというふうに考えまして、その経過につきましては、私は深くこれに敬意を表し、高く評価をいたしておるわけであります。そういう中で生まれた上積み減税案であります。そういう中で生まれた上積み減税案であります。そこで、あの趣旨、交渉の趣旨を踏まえまして、そうしてこの具体案を策定すべきものと考えておる所以であります。もとよりこれは衆参兩院の大藏委員会の問題かと、こういうふうに考えます。それで、あのお題目、交渉の趣旨を踏まえまして、私がいたしましては、あの減税がそういうふうに考えられておりました。これが本当に想定される税種目全般に

費課税を強化すべし、廣告費課税を創設すべし、中

小零細企業に対する減税を行なべしといふいろいろな提案がありました。それらにつきましては、

大蔵大臣の方からお答え申し上げます。(拍手)

〔國務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○國務大臣(坊秀男君)私に残されました御質問に對してお答えを申し上げます。

中期税制に対しまして財源措置はどうだ、こう

いう御質問でござりますが、中期税制改正につきましては、これは本当に真剣に考えていかなければ、日本の財政がのるかそるか大事なことでござります。したがいまして、予想される税種目全般につきましてこれを検討をしていただいておる。昨

年の六月から税制調査会におきまして、直税、間

税、資産税等につきまして鋭意これを検討してお

ります。したがいまして、その中でしかばどれを財

源として取り入れるかということにつきまして

つきましてこれを検討をしていただいておる。昨

年の六月から税制調査会におきまして、直税、間

税、資産税等につきまして鋭意これを検討してお

ります。したがいまして、その中でしかばどれを財

源として取り入れるかということにつきまして

お答えを申し上げたいと思います。

それから、租税特別措置は総理がお答えになり

ましたが、利子・配当減税と申しますか、措

置、これに對してひとつ廃止したらどうか、こう

いうお話をござりますけれども、これはいま卒然

として廃止するということは、いろんな関係が、

摩擦が生じてくると思います。現に、いま預貯金

というもののにつきましては、全般の実相といいま

すが、個人個人のこれが十分に把握されていない

というふうなこともありますと、お金を持つお

人がこれを一体どういうふうに運用していくこ

かというふうなことにつきまして、一遍にそれを

やりますと戸惑いが起つてくるというようなこ

ともあるわけでございまして、私はやはり、結局理想の姿というものは総合課税にするということであろうと思ひますけれども、一概にそこまで運

それから、会社臨時特別税につきましては總理がお答えになりました。それから、物価調整減税、これを徹底的にやれというお話でござりますが、政府といたしましても、中小所得者に対する物価調整減税というものは、十分その目的を達するというふうに、そういうような案をつくるて御審議願うわけでござりますが、一体、日本の國の今日の税負担といふものは、世界の各国に比しまして、国民所得に、一人一人の所得に対しまして税の負担率といふものは決して高いものではございません。一番低いというようなことでござります。それから、その課税最低限が、これまた日本の今日の実相は、世界の各国に比べまして課税最低限が一番高いたような実情のもとでありますて、毎年毎年物価調整減税をやっていくかということについては、税制調査会でも必ずしもその必要もない、こういう御答申をいただいております。そういうようなわけで、私どもは、物価調整を税によつて徹底的にやるということは、そもそも税の性質とは大分乖離したことございまして、税でもつてこれを徹底的にやっていこうということに非常な無理がある、かように考えておりますが、とにかく本年の税制改正に当たりましては、この事態においてでき得る限りのことをやつたということをひとつ御理解を願いたいと思います。

それから、豪雪について、被害者と申しますが、その豪雪地帯の方々が政府のやつておることには余り知らぬじやないか、普及徹底したらどうだという御意見、これにつきましては、従来から周知徹底を図つてきたところでございますが、御注意に従いまして今後もきめ細かくこれを知らしくいくということをやつてしまりたいと思います。それから、本年のような異常な豪雪に際しまして、所得の一〇%を超える部分だけでなく、全額控除できないか、こういう第二の御質問があつります。

てございましたが、この一〇%の足切り限度は、無損控除の制度が設けられた昭和二十五年以来、四半世紀余にわたる歴史を持つてゐるのであります。それで、それなりに社会、経済に定着していると考へておられますので、今回の豪雪のような特定の災害に対処するため、これを見直せとおっしゃられましたても、にわかにこれを実施するということは困難なようだと思ひます。

それから、今度の豪雪につきましては、もちろん豪雪の際の今までの政府のとつてきた態度は、交付税の配付ということでありましたが、しかし、ことしのこのような豪雪の場合には、これに対する特別の助成措置を交付金とは別にやつてまいりたいと思います。(拍手)

○議長(河野謙三君) 加藤進君
〔加藤進君登壇、拍手〕

○加藤進君 私は、日本共産党を代表して、税制二法案に関して総理並びに大蔵大臣に質問いたしました。

いま国民の暮らしは、長引く不況とインフレに加えて、政府が今年度に所得税減税なしの実質増税、公共料金、社会保険料などの大幅引き上げを行つたために、大きな打撃を受けています。

いま国民の暮らしは長引く不況とインフレに加えて、政府が今年度に所得税減税なしの実質増税、公共料金、社会保障料などの大幅引き上げを行つたために、大きな打撃を受けています。

亂當時よりもさらに苦しくなっていることを示すものであり、きわめて重大と言わなくてはなりません。労働者の失業、中小企業の倒産、農民の窮乏もまたきわめて深刻であります。

総理は、國家、国民のためなどといふ言葉をしばしば使われますが、それならば、國の主権者である國民のこの生活苦を開拓する緊急な対策をとる、國政の最重点にすべきではありますか。

統れ、「したば」世論と野党の一一致した要求に押され、波々三千億円の追加減税に踏み切りはしましたけれども、この措置が不十分なものであることは言うまでもございません。

通産省の発表した五十一年の鉱工業生産活動においても、個人消費の低迷が景気停滞の主な原因であることをはつきり示しているではありませんか。政府は、国民生活を守るためにも、また、国民の購買力を高めて不況打開の道を開くためにも、今後最低限健康保険法の改悪をやめ、中小企業労働者のわざかなボーナスからも保険料を取るなどのひどい措置はやるべきであります。また、国鉄運賃を国会にも諮らずに大幅に値上げしようとする国鉄運賃法改悪をやめ、むしろ、円の値上がりによる大企業の莫大な為替差益を抑えるなどして、物価安定に全力を挙げるべきではあります。

不況打開のためには、減税も公共事業とともに必要であります。特に公共事業は、高速道路あるいは本四架橋三ルート同時着工などの大増設によって、不況に苦しむ中小企業に仕事を与え、国民生活改善に役立つものに投資の流れを変えるべきではありませんか。總理並びに大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

政府は、財源がないことを盛んに強調しておりますけれども、大企業、大資産家に対する特權的減免税制度として世論の批判を厳しく浴びて、いる租税特別措置に対する今回の改正は、それにによる五十二年度の增收額わずかに七百三十億円という数字が物語っているように、不徹底きわまりないものであります。特に、多額の利子・配当を受け取る大資産家には大幅な減税となり、總理の諮問機関である税制調査会さえ、すでに昭和三十九年度答申において、最も弊害の大きいものであつて廃止すべきであるとした利子・配当課税の特例を、今回税率をわずか5%引き上げ、しかも実施時期を五十三年一月からとしたことは、驚くべき

措置と言わなければなりません。これでは、政府の大企業、大資産家優遇措置こそ財源難をもたらす最大の原因であると言われてもしようがないではありませんか。政府は、児玉謙士夫も大口脱税を利用してしたあの悪税の廃止を目指し、さしあたり税率を今回の三五%から五〇%にまで引き上げるべきではありませんか。

また、大会社の社長、重役など高給取りほど多額の減税を受けられる現在の給与所得控除制度を改めて、控除の頭打ち制度を復活させるべきではありませんか。

さらに、大企業に対する特権的減免税制度の改正もまた急務であります。政府は、株の大口取扱いなどにかけられる有価証券取引税の税率をわずか〇・一二%に据え置いています。大企業の株式取引がますます大規模になっている現在、これを一気に引き上げ、応分の税負担を求めるべきであります。特に大銀行などの貸し倒れ引当金は実際貸し倒れ率の二百五十倍にも及び、また、大企業の退職給与引当金は、たとえば日産自動車の場合、実際の支給額の九・三倍にも及び、利益隠しの重要な手段となっています。これらの繰り入れ限度を二分の一に引き下げ、また、今日国民の生活難をよそに、毎年二兆円を超える交際費が浪費されているのに、大企業に対する交際費課税を一層強化し、さらに支払い配当、受取配当についての特例や、海外投資損失準備金は廃止さるべきものであります。

以上の措置をとっただけでも一兆九千億の税収が確保でき、軍事費などの不要経費の削減と相まって、減税はもとより、福祉充実、農民、中小企業の経営の改善など、国民生活防衛の多くの施策が実行できます。これを実行する意思がおありかどうか、大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

また、政府はさきに発表した中期財政計画の中

で、赤字公債の解消を口実に五十三年度一二・四%、五十四年度二二・三%の税収増加を見込むなど、国民に対する大増税の意図を示しています。このようなことは、政府が歴代自民党政権の悪しき遺産である財政破綻のしりぬぐいを国民の犠牲で行おうとするものであつて、絶対に許すことはできません。

政府は、これまで至れり尽くせりの優遇措置を受けてきた大企業、大資産家にこそ正当に課税し、国民に対する大増税はやめるべきではありませんか。特に、今回国民の要求に押されて減税に踏み切らざるを得なかつた教訓を真剣にかみしめ、最悪の大衆課税である付加価値税の採用は断念することをこの際はつきり表明すべきだと思いますが、大蔵大臣の明確な答弁を求めます。

最後に、総理。以上述べた特權的減免税制度こそ歴代自民党政府の高度成長政策の主な柱の一つであったことは、あなたの自身が御存じのとおりであります。このような高度成長型の税制、財政を徹底的に改め、税の公平を実現する以外には、現在の破綻した財政を再建する道はありません。私はこの点についての総理の見解をただして、私の質問を終わります。(拍手)

[國務大臣福田赳氏君登壇 拍手]

○國務大臣(福田赳氏君) 加藤さんから、最近の景気や物価の動向、御指摘がありまして、どうも政府は国民生活の安定に熱心でないんじゃないかというような御指摘でありましたが、全く私の考え方とは加藤さんの考え方と逆であります。つまり、私はもう組閣当初から、五十二年度という年はこれで経済の年だとまで申し上げておるわけあります。最近のこの経済の状態、景気の情勢を見ますと、これは大局的には、わが国の経済はまあまあいい動きになつておると、こういうふうに私は思うのです。世界でもそういう認識を持っておりまして、最近は、国際社会におきましては三つの機関車とまで言われる、その一つが日本であります。そういう状態でありますが、今日この時点は

景気が停滞状態に入つておる、どうしてもこの経済活動の動きに対しましては、そこを入れをしなければならぬと、こういうふうに考えておりますが、そのところでは、五十二年度予算、これがかなり有効に働くと思うのです。私は、この予算が早期に成立いたしまして実施に移されるということになりますれば、まあ世界じゅうで、五十二年といいますか、五十二年度と最高の高さであります。六・七%年とすると、これは私とおりに成長は実現できる、さようになりますれば、国民生活もかなり安定度を高めてまいる、かように考へておるのであります。

一方、物価の情勢はどうかというと、基調としては、これまた私はいい方向で動いておる、こういうふうに見ておられます。ただ、残念ながら、消費者物価につきましては、この異常な寒波がかなりの悪影響を及ぼしておるわけであります。したがいまして、五十一年度末の年間上昇率、これは政府は八%程度というふうに申し上げておりますが、これは、わが国は狭い国土において、過密過疎という問題が非常に深刻になっておる。そういうことを考えましても、また効率的な公共事業投資というとをやつていかなきやならぬわけですから、そいつをやつていかなきやならぬわけですね。これが、この八%程度という目標は恐らく実現できなんじゃないか、こういうふうに思うのです。しかし、安定の基調にあるということは私は間違いないし、昭和五十二年度におきましては消費者物価の上昇率を七%台に持つていただきたい、それにつきましては最善の努力をし、実現をいたしました。それに関連いたしまして、健康保険法や国鉄運賃法の改正について、これを撤回すべし、こういうふうにお話をございませんけれども、健康保険法といえども、あるいは国鉄といえども、やっぱりこれを支えていく大きな要素は財政なんです。この国鉄財政、健康保険財政といつもののが、これが麻痺状態になつたのは、せっかくの健康保険制度も、またせつかくの国鉄輸送もできなくなつたのです。世界でもそういう認識を持っておりまして、それを実行していかなきやならない問題である。

痛い問題ではありますけれども、しかし、その運用しようという人たちに戸惑いを生ぜしめるところをやりますということは、大変金錢、資金を

避けて通ることができない問題であるというふうに考えております。また、円の値上がりを物価安定に活用せよといふお話をございますが、これは私はそのとおりに考へております。そのとおりに行政指導をいたしておりまい。

それから、生活基盤優先の公共投資を主張されますが、私もそう考えておるのであります。しかし、新幹線だとか、あるいは高速道路、これ一切やめるということはできません。それをやりますと、これはすぐ、これはまあ大企業のためだなんですが、その税について、やはり勤労性と申しますが、それからまた、ある程度の経費といいましておつしゃいますけれども、そういうふうに思ひます。これが、わが国は狭い国土において、過密過疎という問題が非常に深刻になっておる。そういうことを考えましても、また効率的な公共事業投資といふことをやつていかなきやならぬわけですね。これが、この八%程度という目標は恐らく実現できなんじゃないか、こういうふうに思うのです。しかし、安定の基調にあるということは私は間違いないし、昭和五十二年度におきましては消費者物価の上昇率を七%台に持つていただきたい、それにつきましては最善の努力をし、実現をいたしました。それに関連いたしまして、健康保険法や国鉄運賃法の改正について、これを撤回すべし、こういうふうにお話をございませんけれども、健康保険法といえども、あるいは国鉄といえども、やっぱりこれを支えていく大きな要素は財政なんです。この国鉄財政、健康保険財政といつもののが、これが麻痺状態になつたのは、せっかくの健康保険制度も、またせつかくの国鉄輸送もできなくなつたのです。世界でもそういう認識を持っておりまして、それを実行していかなきやならない問題である。

それから、貸し倒れ引当金だとか、その他の引当金といふものは、これは企業をやつしていく際に必ず考えていかなければならない企業会計原則といつものに従つてこれがつくられておるのでございまして、決してこれは大企業の高額所得の優遇といふものではないということを、これを御理解をお願いしたいと思います。

それから、大企業の交際費課税をもつとかけたらどうだ——これは五十二年、五十二年引き続きまして大分強化いたしてまいりましたけれども、

官報号外

[國務大臣坊秀男君登壇 拍手]

○國務大臣(坊秀男君) お答え申し上げます。

○國務大臣(坊秀男君) お答え申し上げます。

そもそも交際費というものは、やはり企業をやつしていく上においては交際費が要る。その交際費といふものは、普通ならばこれは全額経費に落とすというものでござりますけれども、しかし、それはいろいろな弊害もある、方々から公平の原則に沿わないじやないかという御意見も強くありますから、そのところをよく勘案いたしまして、そうして交際費課税というものをやつておるものでございますが、これ一〇〇%廃止するということは、ちよと私は早過ぎるんじゃないかな。大幅減額するということは、そこまで——今日ぎりぎりのところまでやつておりますということを申し上げたいと思います。

それから、法人税におきまして配当課税及び受取配当益金不算入ということについての御意見でございますけれども、これは、法人税と所得税との間の二重課税といったようなものを、これを救済していくためにつくられておる規定でございまして、これも法人税の根幹に触れるという仕組みでございますので、これにつきましては、やはり今後法人税をどういうふうに改正していくか、立て直していくか、税制の根本改正に触れる問題でございまするので、今後の問題として検討してまいりたいと、かよう考へております。(拍手)

○議長(河野謙三君) 栗林卓司君。

○栗林卓司君登壇 拍手

私は、民社党を代表して、たゞいま提案されております所得税法の一部を改正する法律案並びに租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について、総理並びに閣僚大臣に質問いたします。

総理も御承知のとおり、現在の景気の冷え込みは並み大抵のものではありません。底抜けであるとさえ言われております。その原因についていろいろ議論もありますが、その最大のものは先行きに対する不安感であると言わなければなりません。言いかえれば、政府が昭和五

十二年度実質経済成長率を六・七%だと言つておいては交際費が要る。その交際費といふものは、普通ならばこれは全額経費に落とす。これは一権田内閣の信頼度の問題にとどまるというものでござりますけれども、しかし、それはいろいろな弊害もある、方々から公平の原則に沿わないじやないかという御意見も強くありますから、そのところをよく勘案いたしまして、そうして交際費課税というものをやつておるものでございますが、これ一〇〇%廃止するということは、ちよと私は早過ぎるんじゃないかな。大幅減額するということは、そこまで——今日ぎりぎりのところまでやつておりますということを申し上げたいと思います。

それから、法人税におきまして配当課税及び受取配当益金不算入ということについての御意見でございますけれども、これは、法人税と所得税との間の二重課税といったようなものを、これを救済していくためにつくられておる規定でございまして、これも法人税の根幹に触れるという仕組みでございますので、これにつきましては、やはり今後法人税をどういうふうに改正していくか、立て直していくか、税制の根本改正に触れる問題でございまするので、今後の問題として検討してまいりたいと、かよう考へております。(拍手)

福田総理は、かつて副総理であったとき、昨年の三月までに稼働率指數を九四前後にすることを表明されました。しかし、現状は御承知のとおりであり、有効求人倍率が一を割ってすでに二年と二年半であります。また、昭和五十一年度には、当時の三木内閣は、当初予算に対し三兆円を超える大穴を開きました。しかし、この失態に対してもそれが責任をとったという話も聞きません。それでもこれも要するに見積もりであります。当然ながら、国民が許されるというのであれば、一体だれが政府の見積もりを信用するでありますでしょうか。

今日の不況の原因には、オイルショック以来の心理的動搖が深く絡みついております。いま国民がひとしく求めているのは、先行きに対する確信であり、信頼のおける見通しであります。この意味で、もし不況の克服に真剣に取り組もうとするなら、国民に対し六・七%の成長率を示しながら、国会に対してはそれは単なる見積もりの数字であると使い分けをするやり方を政府は捨てるべきであります。加えて、国際的に見れば、この下した以上、行政としても減量経営に取り組むのは当然の義務であります。しかも、これは具体的な減量効果を上げるものでなければなりません。

政府は、八月を目途に行政改革案の作成に取り組むと聞いておりますが、具体的に何%の行政経費削減を目指しておられるのか、伺いたいと思ひます。

ちなみに、昭和五十一年度から五十二年度までの三年間を予算ベースで考えてみると、四十九年

たって、経済の見通しあるいは歳入予算はあくまでも見積もりであり、参考資料にすぎないと強調してまいりました。将来の見通しにかかることについて厳格な責任を追及されるのは筋違いだとおもふ立場からだと思います。しかし、見通しには当たり外れがあるものだと言つても、要は程度の問題であります。

福田総理は、かつて副総理であったとき、昨年の三月までに稼働率指數を九四前後にすることを表明されました。しかし、現状は御承知のとおりであり、有効求人倍率が一を割ってすでに二年と二年半であります。また、昭和五十一年度には、当時の三木内閣は、当初予算に対し三兆円を超える大穴を開きました。しかし、この失態に対してもそれが責任をとったという話も聞きません。それでもこれも要するに見積もりであります。当然ながら、国民が許されるというのであれば、一体だれが政府の見積もりを信用するでありますでしょうか。

今日の不況の原因には、オイルショック以来の心理的動搖が深く絡みついております。いま国民がひとしく求めているのは、先行きに対する確信であり、信頼のおける見通しであります。この意味で、もし不況の克服に真剣に取り組もうとするなら、国民に対し六・七%の成長率を示しながら、国会に対してはそれは単なる見積もりの数字であると使い分けをするやり方を政府は捨てるべきであります。加えて、国際的に見れば、この下した以上、行政としても減量経営に取り組むのは当然の義務であります。しかも、これは具体的な減量効果を上げるものでなければなりません。

政府は、八月を目途に行政改革案の作成に取り組むと聞いておりますが、具体的に何%の行政経費削減を目指しておられるのか、伺いたいと思ひます。

ちなみに、昭和五十一年度から五十二年度までの三年間を予算ベースで考えてみると、四十九年

並べ立てる前に、総理が六・七%の達成に政治責任をかけることを表明されたことが、政治に対すます。これは一権田内閣の信頼度の問題にとどまるものではありません。これまで政府は再三にわざいました。将来の見通しにかかることとどまる信頼の回復とあわせて最も基本的な不況対策であると考へるわけであります。いかがであります。したがって、大ざっぱに言えども、四八%から二〇%を引いた残り二八%がせい肉であります。されど思ひますが、いかがでありますか。

しかし、これまでの政府の言動を見ると、たとえば昭和五十年代前期経済計画、あるいは財政の中期見通しに見ることく、行政の減量経営の問題をたな上げして税負担を高めることにのみ関心を払いだ思ひますが、いかがでありますか。

そこで、まず指摘しなければならないことは、いま

て、今回も恩恵的、例外的な措置として提案しておりますが、これでは実質生活水準の維持を目指すとする政治の方向に合致いたしません。この態度を改め、恒常的な制度として明確に位置づけるべきだと思いますが、大蔵大臣の御所見を伺います。

次に、以下三点について伺います。

社会福祉の充実を目指す限り、今後税を含む公的費用負担が増大する方向にあることは何人も否定できません。そうであればあるほど、税負担の不公平の解消が急務であります。その一つが、トーゴーソンと言われる徵稅の不公平の問題であり、さらには不効所得であるキャビタルゲインに対する課稅問題であります。これらの問題を解決しない最大の理由が、無記名、架空名義による預貯金、あるいは有価証券取引による所得の隠匿であることは、いまさら申し上げるまでもありません。その結果、億を超える所得の隠匿をも摘発し得なったことを昨年のロッキード事件が痛烈に教えてくれました。では、この対策をどうするのか、大蔵大臣に伺います。国民背番号制というのは、いやな言葉であります。しかし、それと類似の制度がどうしても必要なものではありませんか。プライバシーを過度に守るよりも、不公正を是正することの方が社会的価値が高いと思いますが、いかがでありますか。

次に、税の機動的活用の問題についてお尋ねします。

現在の不況の特徴は、内需の停滞、すなわち設備投資及び個人消費の低迷であります。たとえば五十二年度の設備投資の見通しでは、製造業の大半がマイナスを初めとして、各業種とも軒並みに停滞し、全体では名目で〇・七%の微増、実質ベースでは昨年に引き続き、かなりのマイナスとなる見通しであります。技術革新の中だるみの時期に差しかかってきた現在、さらには個人消費の不振を考えると、設備投資の早期自体回復を期待することは困難だと言わざるを得ません。このときに当たって、不況を克服するためには、単に所

得減税にとどまらず、投資減税、消費稅減税をも併用する必要があると思いますが、いかがでありますか。

カーター大統領が公約した二年間三百億ドル減税のうち、一割を超える部分が企業減税であります。また、ニクソン元大統領が景気回復のための新經濟政策を発表したときに、その目玉とされたものは消費稅の減税であります。今後、減速経済のもとで政策運営を行うに当たっては、われわれもまた投資減税、消費稅の減税の活用に留意すべきだと思いますが、その必要性の有無について、今日の不況の実態を踏まえた大蔵、通産両大臣の見解をお伺いします。

また、税を機動的に活用するためには、短期間に増減税を可能にする制度が整備されていないけれどあります。この意味で、現在財政法が定めている財政の單年度主義は、もはや限界に来たと思いますが、いかがでありますか。

以上申し上げながら、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳氏君) 栗林さんから、五十二年度経済は、政府は六・七%実質成長と言つておられるが、この成長について危惧の念を示されたわけですが、いかがでありますか。

次に、税の機動的活用の問題についてお尋ねします。

現在の不況の特徴は、内需の停滞、すなわち設備投資及び個人消費の低迷であります。たとえば五十二年度の設備投資の見通しでは、製造業の大半がマイナスを初めとして、各業種とも軒並みに停滞し、全体では名目で〇・七%の微増、実質ベースでは昨年に引き続き、かなりのマイナスとなる見通しであります。技術革新の中だるみの時期に差しかかってきた現在、さらには個人消費の不振を考えると、設備投資の早期自体回復を期待することは困難だと言わざるを得ません。このときに当たって、不況を克服するためには、単に所

混乱にいくんじゃないか。このことが非常に国際社会において恐れられ、さあしからばそういう経験があることをどうして阻止するか。こういうことになりますと、やっぱりこれは北側、つまり先進工業国が、これはまず態勢を整えるほかはないじゃないか。その先進工業国の中でも、とにかく石油ショックからの脱出、まあある程度の成功過程にある日本とアメリカ、ドイツ、これが牽引車にならなければならぬじゃないか。そういうようないいことがいま国際社会の通論となつておるわけであります。そういうことを考えますと、わが国のことし、五十二年度における経済政策のかじの取り方というのは、ひとりわが国の社会だけの問題じゃなくなつてきていているのです。

わが国社会は、いまだどうかと言えれば、五十年代といふこの年は、これは世界で一番高い水準でござりますが、恐らく五・六%成長、これであります。この意味で、現在財政法が定めている財政の單年度主義は、もはや限界に来たと思いますが、いかがでありますか。

以上申し上げながら、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳氏君) 栗林さんから、五十二年度経済は、政府は六・七%実質成長と言つておられるが、この成長について危惧の念を示されたわけですが、いかがでありますか。

次に、税の機動的活用の問題についてお尋ねします。

現在の不況の特徴は、内需の停滞、すなわち設備投資及び個人消費の低迷であります。たとえば五十二年度の設備投資の見通しでは、製造業の大半がマイナスを初めとして、各業種とも軒並みに停滞し、全体では名目で〇・七%の微増、実質ベースでは昨年に引き続き、かなりのマイナスとなる見通しであります。技術革新の中だるみの時期に差しかかってきた現在、さらには個人消費の不振を考えると、設備投資の早期自体回復を期待することは困難だと言わざるを得ません。このときに当たって、不況を克服するためには、単に所

得減税にとどまらず、投資減税、消費稅減税をも併用する必要があると思いますが、いかがでありますか。

カーター大統領が公約した二年間三百億ドル減税のうち、一割を超える部分が企業減税であります。また、ニクソン元大統領が景気回復のための新經濟政策を発表したときに、その目玉とされたものは消費稅の減税であります。今後、減速経済のもとで政策運営を行うに当たっては、われわれもまた投資減税、消費稅の減税の活用に留意すべきだと思いますが、その必要性の有無について、今日の不況の実態を踏まえた大蔵、通産両大臣の見解をお伺いします。

また、税を機動的に活用するためには、短期間に増減税を可能にする制度が整備されていないけれどあります。この意味で、現在財政法が定めている財政の單年度主義は、もはや限界に来たと思いますが、いかがでありますか。

以上申し上げながら、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳氏君) 栗林さんから、五十二年度経済は、政府は六・七%実質成長と言つておられるが、この成長について危惧の念を示されたわけですが、いかがでありますか。

次に、税の機動的活用の問題についてお尋ねします。

現在の不況の特徴は、内需の停滞、すなわち設備投資及び個人消費の低迷であります。たとえば五十二年度の設備投資の見通しでは、製造業の大半がマイナスを初めとして、各業種とも軒並みに停滞し、全体では名目で〇・七%の微増、実質ベースでは昨年に引き続き、かなりのマイナスとなる見通しであります。技術革新の中だるみの時期に差しかかってきた現在、さらには個人消費の不振を考えると、設備投資の早期自体回復を期待することは困難だと言わざるを得ません。このときに当たって、不況を克服するためには、単に所

得減税にとどまらず、投資減税、消費稅減税をも併用する必要があると思いますが、いかがでありますか。

カーター大統領が公約した二年間三百億ドル減税のうち、一割を超える部分が企業減税であります。また、ニクソン元大統領が景気回復のための新經濟政策を発表したときに、その目玉とされたものは消費稅の減税であります。今後、減速経済のもとで政策運営を行うに当たっては、われわれもまた投資減税、消費稅の減税の活用に留意すべきだと思いますが、その必要性の有無について、今日の不況の実態を踏まえた大蔵、通産両大臣の見解をお伺いします。

また、税を機動的に活用するためには、短期間に増減税を可能にする制度が整備されていないけれどあります。この意味で、現在財政法が定めている財政の單年度主義は、もはや限界に来たと思いますが、いかがでありますか。

以上申し上げながら、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳氏君) 栗林さんから、五十二年度経済は、政府は六・七%実質成長と言つておられるが、この成長について危惧の念を示されたわけですが、いかがでありますか。

次に、税の機動的活用の問題についてお尋ねします。

現在の不況の特徴は、内需の停滞、すなわち設備投資及び個人消費の低迷であります。たとえば五十二年度の設備投資の見通しでは、製造業の大半がマイナスを初めとして、各業種とも軒並みに停滞し、全体では名目で〇・七%の微増、実質ベースでは昨年に引き続き、かなりのマイナスとなる見通しであります。技術革新の中だるみの時期に差しかかってきた現在、さらには個人消費の不振を考えると、設備投資の早期自体回復を期待することは困難だと言わざるを得ません。このときに当たって、不況を克服するためには、単に所

得減税にとどまらず、投資減税、消費稅減税をも併用する必要があると思いますが、いかがでありますか。

カーター大統領が公約した二年間三百億ドル減税のうち、一割を超える部分が企業減税であります。また、ニクソン元大統領が景気回復のための新經濟政策を発表したときに、その目玉とされたものは消費稅の減税であります。今後、減速経済のもとで政策運営を行うに当たっては、われわれもまた投資減税、消費稅の減税の活用に留意すべきだと思いますが、その必要性の有無について、今日の不況の実態を踏まえた大蔵、通産両大臣の見解をお伺いします。

また、税を機動的に活用するためには、短期間に増減税を可能にする制度が整備されていないけれどあります。この意味で、現在財政法が定めている財政の單年度主義は、もはや限界に来たと思いますが、いかがでありますか。

以上申し上げながら、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳氏君) 栗林さんから、五十二年度経済は、政府は六・七%実質成長と言つておられるが、この成長について危惧の念を示されたわけですが、いかがでありますか。

次に、税の機動的活用の問題についてお尋ねします。

現在の不況の特徴は、内需の停滞、すなわち設備投資及び個人消費の低迷であります。たとえば五十二年度の設備投資の見通しでは、製造業の大半がマイナスを初めとして、各業種とも軒並みに停滞し、全体では名目で〇・七%の微増、実質ベースでは昨年に引き続き、かなりのマイナスとなる見通しであります。技術革新の中だるみの時期に差しかかってきた現在、さらには個人消費の不振を考えると、設備投資の早期自体回復を期待することは困難だと言わざるを得ません。このときに当たって、不況を克服するためには、単に所

得減税にとどまらず、投資減税、消費稅減税をも併用する必要があると思いますが、いかがでありますか。

カーター大統領が公約した二年間三百億ドル減税のうち、一割を超える部分が企業減税であります。また、ニクソン元大統領が景気回復のための新經濟政策を発表したときに、その目玉とされたものは消費稅の減税であります。今後、減速経済のもとで政策運営を行うに当たっては、われわれもまた投資減税、消費稅の減税の活用に留意すべきだと思いますが、その必要性の有無について、今日の不況の実態を踏まえた大蔵、通産両大臣の見解をお伺いします。

また、税を機動的に活用するためには、短期間に増減税を可能にする制度が整備されていないけれどあります。この意味で、現在財政法が定めている財政の單年度主義は、もはや限界に来たと思いますが、いかがでありますか。

以上申し上げながら、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

る、さように考へ、鋭意日下検討中であります。

(拍手)

〔國務大臣坊秀男君登壇 拍手〕

○國務大臣(坊秀男君) 栗林さんにお答えするに先立ちまして、加藤さんに対して答弁の漏れ落ちがございましたので、お答えを、ますさしていただきます。

財政収支試算によりますと、五十五年度までには相当な税の増収を図らなければならぬ、私もそう考えておりますが、その際に、付加価値税を採用するかどうか、採用するんじやないかと、こういふ御質問でございますが、先ほど来申し上げておりますとおり、たゞいま税制調査会において中期税制の内容について鋭意検討をしていただきたいと思います。

それでは、私に与えられました御質問に対してもお答えを申します。日本の国民の税負担力がどうだ、要慮されるべき状態じゃないか、こういうお話をございます。が、いまの状態から申しますと、これも先ほど来てお答え申し上げておりますとおり、標準家庭の課税最低限が、世界の各国に比べまして、今日のところ日本が一番高いといつたところにありますし、それから、企業の優遇といつたようなことも、それから国民所得に対する税の負担率、これがまた日本は大変低いというような事態から考えまして、とにもかくとも、毎年毎年物価調整をやっておられます。それはできれば一番いいのでございますけれども、その必要もなかろうという答申をいたしております。

そういうようなことでございまして、今度の税制改正が、御審議を願うこの改正が、私はとにかく

くいまの事態に処しましては、まああとにかくこれでござりざりのものだと、かように考えております。

(拍手)

〔國務大臣田中龍夫君登壇 拍手〕

それから、いわゆるトーゴーさんと言われるようなことは、これは税の運用面に当たりまして、どうしてもさようなことは解消をしていくよう努めをしていかなければならない。

まず第一は、納税者に対する対応として、何と申しますか、納税道德と申しますか、一般の国民道德と

いうようなものを、これを向上してもらおうという

ことが一つありますけれども、しかし、税当局と

してはそんなことだけ言つておるわけにはまいりません。青色申告の普及だとか、あるいは納税者に対する指導だ、相談だといったような、それから

隠すとかといったようなものに対しましては、こ

れは厳しく調査をしてまいるというような、あらゆる手段を講じまして、さようなことのないよう

にこれを持つていかなければならぬ。それに際しまして、何か背番号といったようなことを私も

聞かぬではございません。一つの検討の材料としてこれを見ていくとともに考え方を述べる

ませんが、いまのところ、それじゃ背番号を採用するというところまで、これもまいつております。

それから、いまのこの時局に際しまして、投資

減税をやつたらどうだと、こういう御意見でござ

いますが、この赤字財政のときに投資減税をやる

ということが、これは必ずしも私は適当ではなか

る、それから企業の優遇といつたようなことも、

そういう意見が出てくるというようなことも考え

まして、これも検討を要することだと思います。

それから、いまの財政事態に際しまして、予算

の単年度といつたのは、これは改めたらどうだと、こ

ういうお話、私もそういう御意見がしばしば行わ

れておるということはよく承知いたしております。

が、今日たゞいまの日本の憲法なり財政法といつ

たようなものが、どうもやはり予算の単年度制度

をとつておるということございまして、直ちに

单年度を改めるということはなかなか私はむずか

しい、できることではないと思ひますけれども、

しかし、実質的には单年度よりも、これは長期に

わたって財政制度を、何か実質的にはそういう方

向にまいるように考へていかなければならぬ。

現在直ちに制度上单年度を改めるということは

ちよつと困難のよう考へるのでござります。

以上でござります。(拍手)

〔國務大臣田中龍夫君登壇 拍手〕

お答えいたします。

○國務大臣(田中龍夫君) お答えいたしました。

次第でござります。(拍手)

〔國務大臣田中龍夫君登壇 拍手〕

お答えいたしました。

○國務大臣(田中龍夫君) お答えいたしました。

次第でござります。

川自治大臣。

〔國務大臣小川平二君登壇、拍手〕
○國務大臣(小川平二君) 昭和五十二年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

昭和五十二年度の地方財政につきましては、昭和五十一年度に引き続いて厳しい状況にあります。が、国と同一の基調により、歳入面におきましては中小所得者の地方税負担の軽減に意を用いる一方、地方税源の充実強化を図り、財源不足を補てんするための措置をとること等により地方財源の確保を図るものとし、歳出面におきましては景気の着実な回復に資するため、住民生活向上の基盤となる公共事業等の推進及び社会福祉施策の充実等に重点的に財源の配分を行うほか、所要の地方行政の合理化を図る必要があります。

第一に、最近の経済社会情勢の推移にかんがみ、地方税負担の軽減合理化を図るために、個人住民税の各種所得控除の引き上げ、個人事業税の事業主控除の引き上げ、料理飲食等消費税、電気税等の免税点の引き上げ等を行つとともに、地方税源の充実強化を図るため、法人住民税の均等割の税率の引き上げ等の措置を講ずることとしております。

第二に、所要の地方財源を確保するため、臨時地方特例交付金を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるとともに、同特別会計において資金運用部資金から借り入れを行うことによって地方交付税の増額を図り、あわせて財源不足に対処するための地方債を発行する等の措置を講ずることしております。

第三に、地方債資金を確保するため、政府資金、公営企業金融公庫資金を充実し、民間資金に

より地方債の消化を円滑にするための措置を講ずることともに、金利負担の軽減に資するため、所要の措置を講ずることとしております。

第四に、地方交付税、地方債等の合理的な配分を図ることにより景気の着実な回復を図ることに配意しつつ、地域住民の福祉充実のための施策を重視的に推進するとともに、生活関連社会資本の充実の要請にこたえるための諸施策を実施することとしております。このため、公共事業及び地方単独事業を増額するとともに社会福祉施策、教育振興対策等の一層の充実を図ることとし、また、人口急増地域及び過疎地域に対する所要の財政措置を講ずることとしております。

第五に、地方公営企業の経営の健全化を図るため、引き続き病院事業及び交通事業の再建を推進するとともに、公営企業債の増額を図ることとしておりまます。

第六に、地方行財政運営の合理化により財政の健全化を図るとともに、国庫補助負担制度の改善等財政秩序の確立を図り、あわせて、地方公務員の給与改定その他の年度途中における事情の変化に応じておりまます。

以上の方針のもとに昭和五十二年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、二十八兆八千三百六十五億円となり、前年度に對し、三兆五千七百七十億円、一四・二%の増加となつております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案につい

て、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、住民負担の軽減合理化を図るため、個人住民税の課税最低限を引き上げることとし、基礎控除及び配偶者控除の額を二十万円に、扶養控除の額を十九万円にそれぞれ引き上げるほか、障害者控除等の所得控除の額についてもこれを引き上げるとともに、二、個人の事業税の事業主控除

の額を二百二十万円に引き上げることとし、ま

たしておきます。

次に、地方税負担の適正化と地方税源の充実強化を図る見地から、一、法人の住民税の均等割の税率をおおむね一・一倍ないし三・三倍に引き上げるとともに、二、娯楽施設利用税、鉱区税、狩猟免許税、入猟税及び入湯税の税率をそれぞれ一・二倍ないし二倍に引き上げることといたしておきます。

このほか、不動産取得税、固定資産税等における非課税等の特別措置のうち十七項目について整理を行ふとともに所要の規定の整備等を行うことといたしております。

以上の改正により、明年度におきましては、個人住民税の所得控除の額の引き上げ等による減収額七百八十七億円を含めて、千百六億円(平年度一千四百二十二億円)の減税を行ふ一方、法人住民税の均等割の税率の引き上げ等により三百六十九億円(平年度八百八十八億円)の增收が見込まれますので、差し引き七百三十七億円(平年度五百三十四億円)の減取となります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

昭和五十二年度分の地方交付税の総額は、さきに昭和五十二年度の地方財政計画の概要で御説明申し上げましたとおり、現行の法定額に一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金千五百五十七億円及び同特別会計において借り入れられる九千四百億円を合算する特例規定を設けることといたしました結果、五兆七千五十五億円となり、前年度に対し、五千八十一億円、一〇・〇%の増加となつております。

なお、最近における地方財政の状況にかんがみ、昭和五十五年度から昭和六十二年度までの各年度において借り入れられる九千四百億円

規定を設けることにより後年度における地方交付税の総額の確保に資することといたしております。

次に、昭和五十二年度の普通交付税の算定に当たっては、地方財政計画の策定方針に即応して、社会福祉施策の充実、教育水準の向上、住民生活に直結する公共施設の計画的な整備の推進に要す

る経費の財源を措置するとともに、過疎過密対策、交通安全対策、消防防災対策等に要する経費を充実し、あわせて投資的経費については、財政対策債の発行を取りやめたことに伴い、包括算入するため、財源対策債償還費を復元するほか、所要の経費を算入することといたしております。さらに、昭和五十二年度の財源対策のため発行を許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入するため、財源対策債償還費を設けるとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入することとしております。

以上が昭和五十二年度地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

○副議長(前田佳都男君) ただいまの報告及び旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。小山一平君。

(拍手)

○小山一平君 私は、日本社会党を代表し、ただいま説明がありました地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

○副議長(前田佳都男君) ただいまの報告及び旨説明に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。小山一平君。

〔小山一平君登壇、拍手〕

○小山一平君 私は、日本社会党を代表し、ただいま説明がありました地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案及び税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

今日ほど地方財政が深刻な危機に立っているときはないと思いますが、地方自治は、経済の高度成長の時期にあっても、税収の伸びが比較的順調

であった時代においても、三割自治と言われてきましたことと明らかのように、地方行政の仕組みは

国に大きな権限と財源を集中し、地方団体は自立的基盤が弱体化されていました。その構

造のものに深刻な不況とインフレが続くところとなつたのでありますから、地方財政は破局的危機に陥り、地方自治の機能もまた危殆に瀕するのは当然のことであり、地方財政危機を構造的危機と呼ぶゆえんでもございます。

もとより、国民生活にかかわる万般の行政事務を直接に遂行し、処理をしているのは地方団体でございます。それゆえに、地方団体はその任務遂行に必要な財源配分を強く求めるとともに、行政制度の抜本的改革についても具体的な提案を行つてゐるのであります。

また、日本社会党はかねてより、地方財政の危機を開拓し、住民福祉の向上を図るために多くの提案をしてきたのであります。政府は、これを受け入れて政策の転換及び制度の改革を行つて地方団体の期待にこたえようとしているばかりか、いづらに中央集権的行政構造を強化し、零細な補助金や増大する地方債のすみすみにまで、指導及び許可、認可の権限を通して支配と干渉を強め、地方自治確立に逆行する姿勢をとり統合しているのであります。

憲法第九十二条に、地方公共団体の組織、運営は地方自治の本旨に基づくことを規定しているのは、旧憲法時代の行政が中央集権的官僚行政の弊害を遺憾なく暴露したことからがみ、地方分権の確立を国家構造の基本に位置づけ、民主主義の基礎を地方自治に置くことを意図しているものであります。一方ではこの憲法の精神を踏みにじっていることが、政府はこの憲法の精神を踏みにじっていることをことに強く指摘をいたしたいのであります。まず、総理に対し、憲法認識とその政治姿勢についてお尋ねをいたします。

福田総理は、地方自治の本旨をどのように認識をされ、地方自治の位置づけをどう考えておられますか。また、新聞報道によれば、総理は外国人記者との会見において、参議院選挙で革新逆転することがあつても総理をやめることはないと発言したと伝えておりますが、それが事実であるとす

れば、民主主義のルールに基づく厳粛な選挙で示された国民の意思と選択に対し挑戦する政治姿勢であり、参議院を軽視するものであると思ひます。が、総理の真意を明らかにしていただきたいのです。

長期にわたる自民党政権のもとにあっては、しばしば閣僚が憲法監視の言動を行い、問題となる事例が多いことは遺憾のきわみでございました。最近これに類する事例の一つがございました。憲法秩序を守る立場から、この点をただしておきたいと思います。

福田法務大臣は、かつて自治大臣を経験されたのでありますが、去る衆議院予算委員会において、両院議長の裁定、国会の調査権を否定し、国民が徹底究明を求めていたロッキード事件隠しが問題となり、三月五日同委員会において戒告決議となつたのであります。福田法務大臣は、あなたに対する戒告をどういうふうに受けとめ、どう反省しておられるかを伺つておきたいと思います。

さて、昭和五十二年度地方財政対策に関する问题是、行政制度の改革、財源の再分配、不公平税制の是正、超過負担の解消など、地方財政充実の施策はいささかの前進を見せず、今までと同じく地方債依存とその場しのぎのびほう策、ごまかしに終始をいたしております。

政府は、地方財政の現状は、地方交付税法に規定する地方財政及び地方行政にかかる制度について改正するか、地方交付税率を引き上げなければならぬ時期にあることを認め、昭和五十二年度実施をめどとしたしまして検討してきましたはずであるにもかかわらず、制度の改正も交付税の引き上げも実行しないのは、まさに地方交付税法の違反であることは明白であります。

地方財政計画の規模は二十八兆八千億、その不足財源を二兆七百億円としたことにも問題がござりますが、不足財源二兆七百億円にかかる一連の措置は、税率五%の引き上げ、地方団体金融公

庫設立を主張する自治省と、これに反対する大蔵省との妥協の産物であることは明らかであります。が、何ゆえに政府はみずからあえて法律違反を犯し、説弁を弄して政治算術の数字合わせによつて糊塗しようとするのであります。か、その無定見さと非合理性には理解できません。総理及び大蔵大臣、自治大臣の答弁を求めます。

また、地方交付税率の引き上げのほか、その内容と運営についても抜本的改革が必要であると思います。景気変動に最も敏感な国税三税を交付税の対象としている限りにおいては、地方財源の安定は困難でございます。この際、地方交付税の対象税目を国税全体に拡大することを考えるべきです。福田法務大臣は、あなたに対する戒告をどういうふうに受けとめ、どう反省しておられるかを伺つておきたいと思います。

これまで人口十万の市を標準団体とし、単位費用を定め、後は補正系数を乱用して三千余の自治体にばらまくのでございますが、高度成長によって地域格差を拡大し、一方では人口三百万の過密都市を生み、一方では一千に満たない過疎の村が存在している現在、どうだい無理な方式であり、補正系数の非合理性はここから生じているのであります。市町村に対し、その規模に見合った段階的標準団体を設け、合理的でわかりやすい配分方式を検討すべきであります。いまや私は、地方交付税全般にわたつて抜本的改正が急務だと思ひます。御見解と方針をあわせて承りたいのであります。

次は、地方事務官制度の廃止と、行政制度の改革について伺います。

昭和五十一年三月三十一日を日付に地方事務官制度を廃止し地方公務員とするという国会決議があり、前二木総理は第七十七国会に関係法案を提出するよう努力することを約束し、自治大臣もまた熱意ある発言をしてきたはずであります。が、今後の行政改革に対するその所信と決意と自らの権限をいささかでも手放すことにもがんこに抵抗するのであります。そのため、地方事務官制度もこのような認識に立つ必要がございます。私は、福田総理大臣がこの事務官問題にどのように対処するのか、今後の行政改革に対するその所信と決意と自信のほどを明らかにしていただきたいと思ひます。自治大臣にも御答弁を願ひます。

いざ

まして、これは国会監視もはなはだしいと言わなければなりません。自民党政権にあつては、総理や関係大臣の方針も、国会に對する約束も、行政官僚の反対があれば履行できないことを示すもので、政党政治の権威を疑わざるを得ません。

総理はかつて行政管理庁長官を務められ、地方事務官制度の廃止に賛意を表し、これができないようではとても行政改革などできないと強調されたことがあります。これは的確な認識だと思います。景気変動に最も敏感な国税三税を交付税の簡素化、国と地方との事務分担の見直しなどを含む行政改革、財源再配分のための税制、財政改革、公社、公団、特殊法人の整理統合等々はいまや急務となつております。行政事務の簡素化であり、私も全く同感でございます。行政事務の官僚の反対があれば履行できないことを示すもので、政党政治の権威を疑わざるを得ません。

せん。しかるに、当分の間暫定措置をとることができる条項によって許可制度を採用したのですが、無法にも「当分の間」が三十年にも及んで、それによって地方団体を不適にコントロールしているのであります。ここにも中央官僚の地方不信の姿勢を見るのであります。この際、地方債については地方団体を信頼し、常識的な大枠などを考え方ながら、自主的判断に任せることとし、国の許可制度を廃止すべきであると思ひます。總理、大藏、自治のそれぞれの大臣からお答えを願いたいと思います。

次は、公営ギャンブルの収益についてでござりますが、きょうは公営ギャンブルそのものの論議はいたしません。昭和五十年度公営ギャンブルの総売上高は約三兆円、収益金は三千三百億円以上ありますが、この収益金は基準財政収入額にも算入されず、地方財政計画の枠外に置かれて、全くのプラスアルファの財源であります。戦後三十年以上も過ぎ、すでに許可の条件など、あつてなきがごとく野方圓になつていて、中には収益金が、自治省が目の色を変えて見ている人件費総額よりも多い団体もあるのであります。この不公平を是正するためには、基準財政収入額に算入する等適切な措置を講すべきだと思います。自治大臣の見解と、とるべき方針を明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、所得税法改正案の修正に伴う所得税の減収と交付税の穴埋め措置について伺つておきたいたいと思います。

昭和五十二年度の所得税収入が結果的にどの程度になるかは明確でない段階ではございますが、政府の収入見込みがそのとおりであるとすれば、修正額三千億円に対し当然地方交付税もそれに応する分の落ち込みを生じます。そのような場合には國の責任による補てんは当然であり、臨時地 方財政特例交付金の増額によって措置されるべきものと思います。地方団体もこのことに深い関心

(号)外

官 報

であります。しかし、これは私は、お話をとおり、行政管理においておこなうべき事項であります。政府の方針をはつきり示しておこなうべき事項であります。そこで、それによって地方団体を不適にコントロールしているのであります。ここにも中央官僚の地方不信の姿勢を見るのであります。この際、地方債については地方団体を信頼し、常識的な大枠などを考え方ながら、自主的判断に任せることとし、国の許可制度を廃止すべきであると思ひます。總理、大藏、自治のそれぞれの大臣からお答えを願いたいと思います。

次は、公営ギャンブルの収益についてでござりますが、きょうは公営ギャンブルそのものの論議はいたしません。昭和五十年度公営ギャンブルの総売上高は約三兆円、収益金は三千三百億円以上ありますが、この収益金は基準財政収入額にも算入されず、地方財政計画の枠外に置かれて、全くのプラスアルファの財源であります。戦後三十年以上も過ぎ、すでに許可の条件など、あつてなきがごとく野方圓になつていて、中には収益金が、自治省が目の色を変えて見ている人件費総額よりも多い団体もあるのであります。この不公平を是正するためには、基準財政収入額に算入する等適切な措置を講すべきだと思います。自治大臣の見解と、とるべき方針を明らかにしていただきたいと思ひます。

最後に、所得税法改正案の修正に伴う所得税の減収と交付税の穴埋め措置について伺つておきたいたいと思います。

昭和五十二年度の所得税収入が結果的にどの程度になるかは明確でない段階ではございますが、政府の収入見込みがそのとおりであるとすれば、修正額三千億円に対し当然地方交付税もそれに応する分の落ち込みを生じます。そのような場合には國の責任による補てんは当然であり、臨時地 方財政特例交付金の増額によって措置されるべきものと思います。地方団体もこのことに深い関心

(相手)
〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳氏君) お答えいたします。
私が参議院選挙で負けたら一体どうするのだ
と、こういう御質問であります。さようなことは考えておりません。そういう予想をしておりま
せん。私が總理大臣としての私の進退の問題は、日本国憲法に従つて正々堂々とする、こういうことと御理解を願いたいのであります。

なお、地方自治についての私の憲法認識はどう
だと、こういうお尋ねでございますが、これは、
地方公共団体があくまでも自主性、自律性をもつ
て行政に当たるということ、これが地方自治の本
旨であると、さように考えております。

ただ、同じ地域を対象といたしますて、國も地
方も同じ関連するような仕事もあるわけであります
るから、やはり國と地方とは、そういう独自の立場
はありますけれども、車の両輪だ、こうい
う立場におきまして相互に協力せられたいと、か
よう考へております。

それから、現行の地方交付税はこの創設当時の機能を失つてゐるのじゃないか、現行の國稅三稅に対する割合を國稅全体に対する割合と改めたらどうか、配分方法も改革したらどうか、こうい
うお話をございますが、私はいまの地方交付税制
度がなお十分有力に機能をいたしておるという見
解でございます。また、國稅三稅、これをさらに
稅全體に拡大したらどうかというお話をございま
すが、國稅三稅、これは非常に安定的な國の財源
である。この財源を交付税の割合の対象にすると
に応じてその配分をどうするかというような際
には國の責任による補てんは当然であり、臨時地
方財政特例交付金の増額によって措置されるべき
ものと思います。地方団体もこのことに深い関心

を払つておりますので、政府の方針をはつきり示
しておこなうべき事項であります。政府の方針をは
つきり示しておこなうべき事項であります。

總理及び関係大臣の答弁を求めて質問を終わる
のであります。質問全般にわたつて誠意ある率
直な内容であるよう希望をいたしておきます。

〔國務大臣小川平二君登壇、拍手〕

○國務大臣(小川平二君) お答えいたします。

今日の地方財政の状況は、御指摘のございま
たように、交付税法六条の三の二項に該当する事
態でござりますから、法律に従いまして交付税率
を変更する、あるいは行財政制度を改める必要が
ございます。しかし、交付税の税率を変更すると
いうことは、申すまでもなく、國と地方の財源配
分を長期にわたつて固定することでございますか
ら、今日のような経済の変動期、転換期には実行
が困難でございますので、御高承のとおり、交付
税の額を一兆三百五十億円増額をする、そのうち
九百五十億円は臨時地方特例交付金を充てる、四
千二百二十五億円につきましては昭和五十五年以

の配分の合理化という問題につきましては、今後
とも中央、地方一緒になつてその方向で努力すべ
きであると、かように考へます。

それから、國と地方との間の税源の問題であ
りますが、もっと地方の方を充実すべきじゃない
ます。しかしながら、その大方半分を交付税また
は補助金として地方に交付する。ですから、國は
難な状態なんです。國はことし二十九兆円の予算
です。しかしながら、その大方半分を交付税また
は補助金として地方に交付する。ですから、國は
かとの御意見でございますが、いま地方と國との
財政状態というものは、これは両方とも非常に困
りますが、もっと地方の方を充実すべきじゃない
ます。それで、國の方向で努力をいたしたい、か
ういう長い問題になつておるわけであります。

それから最後に、今度の与野党の折衝による減
税の上積み修正、そのことに伴いまして地方交付
税が減收するのか、その場合には國の措置はどう
なるのかというお話をございますが、今回のあの
五党による合意案によりますると、これは予算の
修正はしないんです。したがつて、歳入の修正も
いたしておりません。したがいまして、この地方
交付税の減收という問題は起ららないんです。し
かし、将来の問題といたしまして、國の歳入予算
が補正される、そういう場合におきましては、そ
の歳入に伴う地方財政の影響措置をどういうふう
にするかという問題が起るわけござります
が、これにつきましては地方財政の運営に支障の
ないように措置いたします。(拍手)

そういう際に、どういうふうにするかという問
題であります。何よりもやはりそういう状態
を踏まえて、中央も地方も歳出のこの増加とい
うことにつきまして神経過敏でなきならないと、こ
ういうふうに考えます。私が中央、地方を通じま
して行政の刷新、合理化、行政の改革ということ
が必要であるというふうに申し上げておるもの
がございます。しかし、交付税の税率を変更する
ことでござりますから、法律に従いまして交付税率
を変更する、あるいは行財政制度を改める必要が
ございます。しかし、交付税の税率を変更すると
いうことは、申すまでもなく、國と地方の財源配
分を長期にわたつて固定することでございますか
ら、今日のような経済の変動期、転換期には実行
が困難でございますので、御高承のとおり、交付
税の額を一兆三百五十億円増額をする、そのうち
九百五十億円は臨時地方特例交付金を充てる、四
千二百二十五億円につきましては昭和五十五年以

降八年にわたりまして臨時地方特例交付金を繰り入れる、こういう制度の改正をもつて対処いたしましたがござります。

それから交付税を国税全体にリンクせしむべしという御提案でござります。ただいま総理からも答弁がございましたが、やはり地方交付税の性格にかんがみまして、現在の税体系のもとにおきましては、基本的な税であります三税にリンクをしていくことが適当だと考えております。

算定の方法について御指摘がございました。御指摘の点も念頭に置きまして、今後算定方法の合理化ということには絶えず努力をしてまいりたいと考えております。

それから地方債の許可制度についての御質疑でございますが、現在の財政金融制度のもとにおきましては、民間部門と公共部門にいかように資金を配分するか、その中におきましても都道府県、市町村にどのように配分をするか、こういう資金需要の調整、あるいは地方公共団体の財政の健全性を確保するというために、現行の制度はなお存続する必要があると考えております。

なお一般の市町村分の地方債につきましては、小山先生御高車のとおり、すでに大部分を都道府県との比率分的方式で処理しておりますので、今後も可能な限り、一件審査の方針を改めまして、比率分の方向に持っていくべき、かように考えております。

地方事務官の問題につきましては総理からも答弁を申し上げました。長年の懸案が今日まだ解決を見えておらないということはまことに遺憾でございますし、自治大臣として力の足りない点を恥じておる次第でございまして、今後も国会決議の趣旨を実現いたしますために、あとう限りの努力をする所存でございます。

公営ギャンブルの収入益金を基準財政収入額に算入せよという御提案でござります。これは一般的にはきわめて効果的な方法であると考えられますが、基準財政収入額は、これは普遍的な

財政力を算定するためのものでござりますから、そういう意味で公営企業の収益金をその対象としたわけござります。

それから交付税を国税全体にリンクせしむべしという御提案でござります。ただいま総理からも答弁がございましたが、やはり地方交付税の性格にかんがみまして、現在の税体系のもとにおきましては、基本的な税であります三税にリンクをしていくことが適当だと考えております。

算定の方法について御指摘がございました。御指摘の点も念頭に置きまして、今後算定方法の合理化ということには絶えず努力をしてまいりたいと考えております。

それから予算の修正に伴う交付税の落ち込みについて御質疑がございました。先ほど総理からお耳に入れたとおりでござりますので、そのように御了承いただきます。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田一君) 私に対する小山議員の御質問は、先般の衆議院予算委員会において私に対する戒告決議がなされたが、これについて何と考えておるかとの御趣旨と理解いたします。

私は、ロッキード事件は徹底的な究明を図らねばならぬと考えておるのでございまして、この件に関する議長裁定は十分尊重すべきであり、貴重な裁定と心得ております。

去る衆議院の予算委員会における私の発言が議長裁定を尊重しないような誤解を与えたとすれば、遺憾であり、今後十分注意をいたしたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○國務大臣(坊秀男君) 総理及び自治大臣から、事こざいに御答弁がございました。私がお答えする余地があんまりないのでござりますけれども、五十二年度の予算編成に当たりまして、地方財政につきましては、この中央、地方を通じて財政、経済が非常に異常な事態にあるときに、これを抜本的に構造を変えると、構造を変えるということは、これは適当ではないと思いまして、要するにつきましては、この中央、地方を通じて財政、

経済が非常に異常な事態にあるときに、これを抜本的に構造を変えると、構造を変えるということは、これは適当ではないと思いまして、要するに五十二年度におきまして地方財政の運営に支障がないような措置をとるということを両省で相談をいたしまして、そしてとりましたのが、いま御審議を願つておる予算でございますが、そのように十二年度地方財政計画、地方税法の一部を改正する法律案並びに地方交付税法の一部を改正する法律案に関して、総理並びに関係大臣に対し質問をいたします。

○副議長(前田佳都男君) 多田省吾君。

〔多田省吾君登壇、拍手〕

○多田省吾君 私は、公明党を代表して、昭和五十二年度地方財政計画、地方税法の一部を改正する法律案並びに地方交付税法の一部を改正する法律案に関して、総理並びに関係大臣に対し質問をいたします。

地方自治制度が発足以来ほぼ三十年経過しましたが、実情は、憲法で規定する地方自治の本旨から全くかけ離れており、民主主義と国民福祉を築くべき地方自治の基盤が相變わらず揺れ動いておるのは、地方自治を監視した歴代自民党政府の大きな責任であります。加えて、政府の経済政策の失敗と長期不況により地方自治体は深刻な財政危機に陥り、五十年度決算でも千四百八十億円の赤字団体が生じております。今日の危機打開のために、いまこそ強力な地方自治を確立し、高度経済成長期につくり上げられた国と地方の行政関係の抜本的な改革を行うことが最も必要なことであります。

五十二年度地方財政計画によれば、歳入歳出規模は二十八兆八千三百六十五億円で、「一四・二%増となっておりますが、地方財政収入の根幹となる地方税収を十兆四千九百十七億円と、歳入全体の三六・四%と見込んでおります。しかし、これまた景気回復を見込んでの期待数にしかすぎません。特に都道府県においては税収の大部分を景気によって、収入の大半としての機能を十分に果たし得な

くなっていることを示しているのであります。

問題はないか。さらに、交付税法に明示しても、一般会計予算に将来負担を何ら触れていないことは片手落ちではないかと思いますが、いかがですか。

関連しまして、五十五年度から返済する義務を規定した以上、その財源の確保が必要であります。この年割り額の調達の目途はあるのですか。聞くところによれば、われわれの強く反対している付加価値税の導入で賄うという疑いも持たれますが、五十五年度から返済するその根拠を明らかにしていただきたいと思います。

また、地方財政の中期収支試算によれば、五十二年、一兆九千二百億円の財源不足が見込まれおりましたが、現実には二兆七百億円の不足を来しております。その不足額の根拠も不明確であります。その根拠をお示し願いたい。

過去二、三年の地方財政の決算を見ましても、五兆円近くも、その予算と決算との間に乖離が見られるのであります。したがって、政府の言う二兆七百億円の不足見込み額は机上の論議であり、地方財政の実態を十分把握したものとは言い得ないであります。自治大臣は自信を持つて地方財政を行ったとお考えかどうか、見解を伺いたい。

なお、国の中期財政展望については見直すとの答弁を繰りは行つておりますが、地方財政中期展望についても見直しを図るべきだと思いますが、自治大臣の所信を求めます。

次に、地方債について伺います。

五十二年度の地方財政も大変な借金財政であるため、地方債の消化対策が問題であることは論を待たないところであります。地方債の歳入に占める割合は相変わらず一〇・五%と高く、一千億円もの増加となつており、地方債依存度が二、三年前まで五%程度であったことを考えますと、二倍以上にもはね上がっております。普通会計分に地方公営企業債等を加えますと、実に地方債計画額は五兆五百六十二億円にも達します。これは、自治体、特に貧困な自治体にとって起債難による財政困難化が懸念されますが、果たしてスムーズに消化できるのかどうか、伺いたい。そのためには、地方団体金融公庫の創設は地方自治体にとってきわめて強い要望であったのであります。本年度見送られた地方団体金融公庫を創設する時期はいつなのか、明確な答弁を承りたい。

一方、財源の乏しい豪雪地帯の道府県及び市町村の除雪予算は底をつき、青年層の少ない被災地の住民の方々は雪おろしに日払い一万円もの負担を強いられ、今後も恐ろしいなだれ等の危険にさらされている現状でございます。そこで、豪雪の現在までの被害状況と対策をお尋ねしたい。

また、税の対策といったしまして、所得税減税等については同僚の藤原議員からも質問がありましたが、さらに地方税や地方交付税に関しまして、豪雪地域に対する地方交付税の寒冷積雪補正についているように、すでに政治的決断のときが来ていると思いませんが、どうですか。

また、総理は、八月までに行政改革の成案を提出すると言明しておりますが、地方行政制度においてはどのように改革されるのか、お尋ねいたしました。

最後に、地方交付税の傾斜配分等に関連いたしまして、豪雪対策について伺います。

最後に、地方交付税の傾斜配分等に関連いたしまして、豪雪対策について伺います。

本年の豪雪は、戦後最高、例年の三倍の大雪を記録いたしました。各地に大きな被害をもたらしました。三月四日まで亡くなられた方は八十八名、被災地の住民の方々は雪おろしや除雪に必死でした。

一方、財源の乏しい豪雪地帯の道府県及び市町村の除雪予算は底をつき、青年層の少ない被災地の住民の方々は雪おろしに日払い一万円の負担を強いられ、今後も恐ろしいなだれ等の危険にさらされている現状でございます。そこで、豪雪の現在までの被害状況と対策をお尋ねしたい。

また、税の対策といったしまして、所得税減税等については同僚の藤原議員からも質問がありましたが、さらに地方税や地方交付税に関しまして、豪雪地域に対する地方交付税の寒冷積雪補正についているように、すでに政治的決断のときが来ていると思いませんが、どうですか。

また、総理は、八月までに行政改革の成案を提出すると言明しておりますが、地方行政制度においてはどのように改革されるのか、お尋ねいたしました。

以上、明確な答弁を要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫若登壇、拍手〕

○國務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

まず、地方財政が非常に困窮しておるので地方税源の充実を図るべきではないかと、こういう御主張でございますが、これから的地方財政を考えていますと、どうもまあ社会保障、福祉政策、また生活関連投資、そういうものがだんだんと財政需要があえていくんだろうと思います。そういうことを考えますと、これはどうしても地方におきましても税源を新たに工夫をしなければなりません。さように考えて、税制調査会にも調査をお願いをいたしておるという段階でございます。

なお、それに関連いたしまして、交付税率を四〇%に引き上げたらどうだと、引き上げるべきだと、こういうお話をですが、この問題はそう簡単に結論を出すわけには私はいかぬと思うのです。先ほども申し上げましたが、いま中央、地方との財政の規模は二十八兆円になつていて

ですが、国の方のその二十八兆円のものは、交付税と補助金を合わせますと、その半分近くが地方の財源として地方に渡つておるような状態です。国も非常に苦しいわけでございます。公債に三〇%近くを依存するというような状態でもあります。また、赤字公債をもうそろ長続きをさせておくれにいかぬという、そういう苦しい状態の中央財政と地方財政との調整ですから、これはそう簡単にはいきません。今後検討をしなければならない問題ですが、そう交付税に多くを期待するというような状態にはなかなかならないんじやない

か、さように思います。

また、地方債消化の問題でございますが、これにつきましては、五十二年度におきましては、特に政府においても意を用いておるんです。つまり、いわゆる政府資金の充当率、これをかなり引き上げておりますし、義務教育施設のことときは一〇〇%充当に近い、そういう措置を講じておるわけであります。

なお、五十二年度予算編成に当たりまして、地方団体金融公庫を創設すべしと、こういうような意見が地方からも、また自治省からもあつたんでありますするが、これは金融制度の中核にかかる重大な問題でありますので、五十二年度予算編成の際には、これは結論を出しておりません。今後の検討課題にするというふうに考えておるのであります。

また、地方の行政財政制度についてのお尋ねでござりますが、中央一国におきまして八月に行財

明年度の地方財政対策に当たりましては、地方交付税率の引き上げは、先ほど小山一平先生の御質疑に答弁を申し上げましたような理由で、実行いたしませんでしたけれども、法律の規定の趣旨に照らしまして、後年度への影響ということを考慮しつつ、地方財政の運営に支障を生ぜしめざるため地方交付税の増額その他所要の制度改正をもって対処することにいたしましたので、地方交付税法に違反するものとは考えておりません。

また、四千二百二十五億円につきましては、交付税特会における新たな九千四百億円の借り入れに伴いまして後年度の借入金償還額が多額に上るということ等を考慮いたしまして、将来の交付税の総額の確保に資するため措置いたしたものでござります。

それから地方財政の収支試算でございますが、これは国の財政収支試算との整合性を考慮しつつ、それで地方財政の収支試算でございますが、そういう面があるわけであります。しかし、そうではなくて、地方自治体において独自の立場で私は新しい環境に応じた改革、これを作案すべきだと、こういうふうに考えておるのであります。そういう面について国が、ああすべし、こうすべきこと、いわゆる政府資金の充当率、これをかなり引

げたとおりでございます。民間金融機関で貯まっている方の一部を改定する法律案(昭和五十二年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改定する法律案及び地方交付

したが、税制調査会において御検討願いました結果、直ちに導入に踏み切れという御意見もある反対意見は、どういうことであるべきかということを議論すべきものであるということを國としては期待を申し上げます。(拍手)

〔國務大臣小川平二君登壇 拍手〕

○國務大臣(小川平二君) お答えいたします。

公庫設置の問題につきましては、引き続いて自治、大蔵両省の間で協議をするということで覚書を取り交わしておるような次第でございます。地方財政の財源不足額二兆七百億円、この数字の根拠を示せという御質疑でございます。昭和五十二年度の歳入、歳出の見込みを行な際に、生活環境施設の整備を中心とした公共事業の推進、あるいは社会福祉施設の充実という点に重点を置いた財源配分を行う、こういう基本的な考え方のもとに所要の歳出を計上した上で、予想される歳入を見込みました結果、二兆七百億円に上る財源不足が生じたわけでございますが、この財源不足につきましては、交付税の増額等によりまして余すところなく補てんの措置を講じておりますので、五十二年度の地方財政の運営に支障が生ずることはないとしております。

豪雪地域に対する交付税の寒冷補正、積雪補正についての改善、地方債枠、あるいは起債対象事業の拡大等についての御質疑がございました。寒冷補正に用いまする積雪の差による級地の区分は、二十年間のデータと地形、あるいは風向き等を考慮して定めておるものでございますが、その基礎となりますデータが昭和二十五年から四十四年までのものでありますので、その後の積雪の状況等を考慮いたしまして見直しをすることを検討してまいりたいと存じます。

豪雪対策事業に対する起債の枠でございますが、毎年これは枠の増加を図っておりますが、五十二年度は前年に比して十億円増、五十五億円といたしておりますけれども、これからも所要枠の確保、地方債の充当の強化のために努力をしてまいります。

豪雪のために家屋が倒壊する等のことで固定資産に損害を生じました場合には、市町村の条例の

定めるところによりまして、損害の程度に応じて一定の割合で固定資産税の減免を行いまするようになかねてから通達で指導をいたしております。今回の豪雪につきましても、この通達の趣旨を徹底させることとしております。

なお、積雪寒冷地域にありまする木造家屋の評価につきましては、損耗の度合いが一般に非常に大きい傾向にござりますので、積雪寒冷補正として最高二五%の割り増し償却を行うことといたしておる次第でございます。(拍手)

○國務大臣(田澤吉郎君) お答えいたします。

今冬の豪雪被害状況については、ただいま御指摘がございましたように、死者八十八人、負傷者五百六十八人、家屋の全壊八十四棟となつております。また、交通関係は、二月中旬ごろまでには国鉄あるいは道路とも一部規制を行つてまいりましたが、今回はその規制を解除いたしておりました。この豪雪に対して、青森、新潟、長野の三県下で三十六市町村に災害救助法を適用いたしました。政府といたしましては、二月の八日に五十

二年度豪雪対策本部をつくりまして、直ちに青森、新潟に政府の調査団を派遣いたしまして、災害の実態を把握し、対策に努めてまいりました。

○國務大臣(坊秀男君) お答え申し上げます。

将来一般会計から交付金特別会計へ繰り入れる四千二百二十五億につきまして、その財源をどうするのかと、こういうお話をございますが、それは、その各年度における歳入全体から考えていくべきものだと思っております。

それから、その財源に充てるために付加価値税を考えておるのではないかと、こういうお話をございますけれども、付加価値税につきましては、それは将来の中期税制の中では、これは検討をせねばならぬ問題の一つでございますけれども、この交付税とは、交付税へ繰り入れるか入れぬか、そういうことは全然関係でございまして、決して付加価値税を創設してこれを充てるというような考えはございませんことをはつきりと申し上げておきます。(拍手)

〔國務大臣田澤吉郎君登壇、拍手〕

うに、なだれあるいは融雪時における災害が発生することが予想されますので、それに対しても万全の措置を講じてまいりたいと考えております。次に、保安要員制度の件についてでございますが、これは新潟県で試行的にすでに行われておる限りですが、これは新潟県で試行的にすでに実施されています。この豪雪に対して、青森、新潟、長野の三県下で三十六市町村に災害救助法を適用いたしました。政府といたしましては、二月の八日に五十二年度、いわゆる五十三年度を目標にして、冬季孤立集落対策全体の問題として積極的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。(拍手)

○副議長(前田桂都男君) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今日、長引く不況とインフレのもとで、地方財政が不足しないような体制をつくり上げてまいりました。そして、地域住民の生活必需物資が不足するのではないかと、こういうお話をございますけれども、付加価値税につきましては、それが将来の中期税制の中では、これは検討をせねばならぬ問題の一つでございますけれども、この交付税とは、交付税へ繰り入れるか入れぬか、まさに戦後最悪の異常な事態となつております。おいても、二百四十二の赤字団体が生ずるなど、まさに戦後最悪の異常な事態となつております。地方自治体の主な任務は、地域住民の福祉を守ることにあります。この深刻な財政危機が住民の福祉に大打撃を与えていることは言うまでもありません。住民税の実質増税、水道、交通など公営企業の料金や高校授業料を初めとする各種使用料、手弁を求めます。

数料などの連続的な大幅値上げ、高校建設のおくれと子供たちの受験地獄など、その影響はきわめて深刻と言わなければなりません。

總理、あなたは今日の地方財政危機の根本的原因をどう考えておられるのか。それは、歴代自民

党政が、憲法に定められた地方財政の本旨を踏みにじって、地方自治体を政府の高度成長政策に従属させ、大企業本位の地域開発に地方財政を重点

的につき込まれながら、各種の特権的な減免税措

置を講じたこと、また、この反面、住民福祉の事業に対する莫大な超過負担を押しつけるなど、不当な抑制措置を講じてきたところにあるのではありませんか。このことは、地域開発の中心となつた堺や水島など人口急増地域こそが今日最も深刻な財政上、住民福祉上の困難にさらされていることを見れば明らかであります。

ところが、政府の今回の地方財政計画は、自動車道路の建設など、大企業本位の大型公共事業を重点とした国の財政に地方財政を従属させて、除雪費が、ただいま御指摘のように、市町村財政の危機は一段と深刻になっております。五十年度決算では、全都道府県が赤字となり、市町村においても、二百四十二の赤字団体が生ずるなど、まさに戦後最悪の異常な事態となつております。

そこで、私は、日本共産党を代表して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

今日、長引く不況とインフレのもとで、地方財政が不足しないような体制をつくり上げてまいりました。そういう関係もございまして、除雪費が、ただいま御指摘のように、市町村財政の危機は一段と深刻になっております。五十年度決算では、全都道府県が赤字となり、市町村においても、二百四十二の赤字団体が生ずるなど、まさに戦後最悪の異常な事態となつております。

そこで、私は、日本共産党を代表して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。

特に、政府が当然の義務として担うべき地方交付税率の引き上げにはおかむりして、二兆七百億円と見積もられる財源不足額のわずか四分の一を臨時特例交付金などとして国が負担し、残りの四分の一は資金運用部からの地方自治体の借り入れ、二分の一は地方債発行で賄うこととしたことは、地方財政を一層借金だけにするものであり、きわめて不当なことと言わなければなりません。本来、地方交付税は地方自治の本旨に基づく地方の固有財源であり、また、地方交付税法第六条の三は、引き続き著しい財源不足が生じた場合、交付税率の引き上げまたは制度改革改めづけております。すでに三年連続して巨額の財源不足が生じており、政府がこの当然の義務を怠ることは、交付税法六条の三違反となることは明白であります。自治大臣は、今回の措置は制度改正だから六条違反ではないなどと述べておられます。しかし、交付税率を据え置いて、五十二年度限りの異例の措置であるとみずからも述べていることは明らかではありません。政府は交付税の是正には手も觸れようとしないなど、これまたきわめて不当なものとなつております。

現在、租税特別措置その他の制度による国の減收は、二兆から三兆に及ぶと見られ、これに伴う

地方税の減収額はその三分の一と見られております。政府は、国と地方の深刻な財政危機を開拓するため、大企業・大資産家の特權的減免税制度を根本的に改廃すべきだとと思うが、どうか。特率を直ちに四〇%に引き上げるべきであります。政府は国の財源不足を述べ立てています。それらば、不足する資金はさしあたり国が全額資金運用部から借り入れ、元金と利子は五十三年度以降一般会計から国が計画的に償還するようすべくではありませんか。

また、全国知事会の推計でも四十九年度六千三

百六十億円にも及ぶ超過負担の解消に、五十二年度わずか二百五十六億円を充てていることも不适当わなればなりません。政府は、地方財政上の重大問題であるこの超過負担の今後の発生を防ぐために、補助単価を実際の単価にまで一齊に引き上げ、一年ごとの物価スライド制を導入すべきであります。また、過去五年間の超過負担は、五カ年計画を立てて解消し、地方財政の再建を助けるべきではありませんか。政府の答弁を求めます。

また、政府の今回の地方税法改正案も、個人住民税のミニ減税に加え、入場税など間接税の引き上げで住民負担を重くしながら、大企業などに対する特權的減免税制度の是正には手も触れようとはしませんが、これまたきわめて不当なものとなつております。

現在、租税特別措置その他の制度による国の減收は、二兆から三兆に及ぶと見られ、これに伴う地方税の減収額はその三分の一と見られております。政府は、国と地方の深刻な財政危機を開拓するため、大企業・大資産家の特權的減免税制度を根本的に改廃すべきだとと思うが、どうか。特率を直ちに四〇%に引き上げるべきであります。政府は国の財源不足を述べ立てています。それらば、不足する資金はさしあたり国が全額資金運用部から借り入れ、元金と利子は五十三年度以降一般会計から国が計画的に償還するようすべくではありませんか。

また、全国知事会の推計でも四十九年度六千三

百六十億円にも及ぶ超過負担の解消に、五十二年度わずか二百五十六億円を充てていることも不适当わなればなりません。政府は、地方財政上の重大問題であるこの超過負担の今後の発生を防ぐために、補助単価を実際の単価にまで一齊に引き上げ、一年ごとの物価スライド制を導入すべきであります。また、過去五年間の超過負担は、五カ年計画を立てて解消し、地方財政の再建を助けるべきではありませんか。政府の答弁を求めます。

また、全国知事会の推計でも四十九年度六千三

これは先ほどお答え申し上げたところでござりまするが、そう簡単な問題じやないんです。さあ四〇%に交付税率を引き上げた、その後の中央財政を一体どういうふうにやっていくんだ——そんなことをせぬでも、四〇%に引き上げといふようなことをせぬでも、中央の方はとにかく三割を公債に依存しておる、その内で赤字公債がいつ整理されるか、これが最大の問題になつておるという際に、そういう国全体の施策ということの一つとして、中央はこうするんだ、地方に対する交付税は四〇%にするんだと言ふんなら私的確なお答えができるけれども、どうも一局部だけをとりまして、そうして四〇%引き上げというふうな議論に対しましては、そう簡単にお答えすることはできません。

それから、超過負担の問題につきまして、過去にさかのぼってその超過負担分を整理せよ、こう

いうお話をあります、これは実際問題として実態調査が困難でございます。これはできません。しかし、これから超過負担を出してはならぬ、そういうふうに思いますので、その方向につきましては私どもは最大の努力をいたしてまいりたい、かのように存じます。(拍手)

○國務大臣(小川平二君) お答えいたします。

交付税率の変更が困難でございますので、制度の改正をもつて対処いたしましたことは先ほど来申し上げておるとおりでございますが、いかなる

国務大臣の報告に関する件(昭和五十二年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案及び特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一三八

措置が制度の改正であるかということについて

は、法律は幅の広い選択を許しておるものと理解しておりますので、単年度の制度改正でありますても、私どもは法律に違反するものは考えておらないわけでございます。

それから、超過負担についての御質疑でございまが、超過負担につきましては、大蔵省はもとより、関係各省と一緒に絶えず実態調査を行つて改善に努めてまつてきております。五十二年度におきましては、長い間の懸案でございました、いわゆる門、さく、へいというようなものも対象に取り入れるという措置もいたしておるわけでございまして、これからも鋭意努力して、この超過負担といふことは国と地方の財政秩序を乱すことなどございませんから、改善を図つていただきたいと考えております。

それから租税特別措置についてのお尋ねでござりますが、租税特別措置の地方財政への影響につ

いては、できるだけこれを回避する方向で努力をいたしてまいりましたが、いわゆる租税特別措置の中には、中小企業、農業等にかかるものもあり、制度を存続せしめることが妥当だと、こう申し上げざるを得ないものもありますし、租税特別措置の影響を遮断するということが事実上困難な問題もあるわけでございます。一律に遮断する

ことは、このよろな補助制度の趣旨等から見まして問題があるので、これは賛成いたしかねる次第でございます。

ただ、補助単価については、政府は、毎年度の

おります。

それから、機関委任事務についての御質疑でございますが、住民の生活に密着いたします行政のものは、住民の身近なところで、住民監視のものと実行されることが望ましい、かような観

が他のものとの行政との関連において総合的に実施することが望ましいと考えられるものを機関

委任いたしておるわけでございます。しかし、事柄の性質上、全面的に地方をやだねることが適當であると考えられるものにつきましては、状況に応じてこれを地方に委譲してまいるべきであると考

えまして、絶えずそういう検討はいたしておるわけでございますが、そのように御了承いただきとう存じます。(拍手)

〔國務大臣坊秀男君登壇、拍手〕

○國務大臣(坊秀男君) お答え申し上げます。

大部分はすでにお答え済みでございますが、単

価、それから超過負担等につきまして財政当局がどう考えておるかということを申し上げます。

現行の補助制度においては、標準的な単価の設

定を通じまして、補助事業者が能率的に事業の実

施に当たることを期待しております、物価スラ

イド制または実勢単価方式により完全な実績精算

を行うことは、このよろな補助制度の趣旨等から

見まして問題があるので、これは賛成いたしかねる次第でございます。

ただ、補助単価については、政府は、毎年度の

予算編成に当たり、物価の動向等を勘案して適正な単価を設定するよう努めておるところでござります。

まして、今後とも補助単価の設定については実情に即するよう配慮いたしてまいりつもりでござります。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(前田佳都男君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(前田佳都男君) 日程第一 特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小谷守君。

審査報告書

特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十二年三月十日

参議院議長 河野謙二殿

建設委員長 小谷 守

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特死土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法に基づく災害防除及び農地改良

に関する対策事業を引き続き実施する必要があるため、同法の有効期間をさらに五年間延長するものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費としては、平年度約千億円、五箇年間で約五千億円の見込みである。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十二年三月四日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 河野 謙三殿

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
昭和五十七年法律第九十六号の一部を次のように改正する。

附則 第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約千億円、五箇年間に要する経費としては、約五千億円

の見込みである。

○小谷守君 ただいま議題となりました特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、衆議院建設委員長提出にかかるもので、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく災害防除及び農地改良に関する対策事業を引き続いて計画的に実施する必要があります。

そこで、同法の有効期限が本年三月三十一日となっておりますのを、さらに五カ年延長しようとするものであります。

委員会におきましては、特殊土壌に對する学術的研究体制と成果、これまでの事業計画及び進捗状況、特殊土壌地帯の指定基準、次期計画の予算規模、事業計画における急傾斜地崩壊対策事業の推進等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(前田佳都男君) これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(前田佳都男君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日は、これにて散会いたします。
午後一時三十四分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	河野 謙三君
副議長	前田佳都男君	
太田 淳夫君		
下村 泰君		
相沢 武彦君		
青島 幸男君		
柄谷 道一君		
峯山 昭範君		
林 達君		
三木 忠雄君		
和田 春生君		
平井 韶志君		
木島 則夫君		
鈴木 一弘君		
宮崎 正義君		
中村 利次君		
二宮 文造君		
小平 芳平君		
向井 長年君		
多田 省吾君		
白木義一郎君		
福岡日出磨君		
永野 厳雄君		
佐藤 信二君		
河本嘉久蔵君		
宮田 輝君		
福岡日出磨君		
秦野 章君		
山本茂一郎君		
柏原 哲一君		
田渕 哲也君		
坂野 重信君		
中村 太郎君		
棚辺 四郎君		
初村滝一郎君		
安田 隆明君		

木内 四郎君	後藤 正夫君
増田 盛君	石本 茂君
堀内 俊夫君	佐々木 满君
望月 邦夫君	最上 進君
青井 政美君	石破 二朗君
糸山英太郎君	岩上 妙子君
大島 友治君	大鷹 淑子君
中村 登美君	原 文兵衛君
上篠 勝久君	中西 一郎君
園田 清充君	寺本 広作君
上田 稔君	吉田 実君
小林 国司君	鳴崎 均君
西村 尚治君	内藤喜三郎君
岡本 悟君	長田 裕二君
鍋島 直紹君	新谷寅三郎君
上原 正吉君	青木 一男君
阿部 寅一君	小川 半次君
塙出 啓典君	青木 一男君
藤原 房雄君	矢野 登君
上林繁次郎君	斎藤 十朗君
栗林 卓司君	藤川 一秋君
内田 善利君	秦野 章君
山本茂一郎君	亀井 久興君
柏原 哲一君	斎藤米三郎君
田渕 哲也君	遠藤 要君
坂野 重信君	中山 太郎君
中村 太郎君	高橋 邦雄君
棚辺 四郎君	中山 太郎君
初村滝一郎君	世耕 政隆君

昭和五十二年三月十四日

參議院会議録第六号
議長の報告事項

一四〇

官報(号外)

等に関する法律の一部を改正する法律案 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律案	同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、北海道開発審議会委員本院議員岩政一君及び同町村金五君の同審議会委員の任期満了による後任として左記の者を指名した旨内閣に通知した。
同日議員から左の質問主意書が提出された。 新東京国際空港公団の本格石油パイプライン千葉市内部分のルート選定経緯に関する質問主意書(加瀬元君提出)	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。	同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に園城寺次郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に池田潔君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に岡田寅君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に岡田寅君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
昭和五十一年度一般会計補正予算(第1号)	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
昭和五十一年度特別会計補正予算(特第1号)	同日本院は、航空事故調査委員会委員長に岡田寅君、同委員に上山忠夫君、諏訪勝義君、八田桂三君及び山口真弘君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、航空事故調査委員会委員長に岡田寅君、同委員に上山忠夫君、諏訪勝義君、八田桂三君及び山口真弘君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、航空事故調査委員会委員長に岡田寅君、同委員に上山忠夫君、諏訪勝義君、八田桂三君及び山口真弘君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、航空事故調査委員会委員長に岡田寅君、同委員に上山忠夫君、諏訪勝義君、八田桂三君及び山口真弘君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
昭和五十一年度政府関係機関補正予算(機第1号)	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。	同日本院は、公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、闇谷三喜男君、中西實君、舟橋尚道君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、闇谷三喜男君、中西實君、舟橋尚道君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、闇谷三喜男君、中西實君、舟橋尚道君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、公共企業体等労働委員会委員に市原昌三郎君、金子美雄君、闇谷三喜男君、中西實君、舟橋尚道君及び峯村光郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
昭和五十年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
昭和五十一年度の水田総合利用奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	同日本院は、人事官に愛川重義君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
農業共済再保険特別会計における農作物共済及	辞任を許可した。	辞任を許可した。	辞任を許可した。	辞任を許可した。
外務委員	川野辺 静君	川野辺 静君	川野辺 静君	川野辺 静君
大蔵委員	福岡日出磨君	福岡日出磨君	福岡日出磨君	福岡日出磨君
商工委員	青木 一男君	青木 一男君	青木 一男君	青木 一男君
同	同	同	同	同
通信委員	工藤 良平君	工藤 良平君	工藤 良平君	工藤 良平君
同	同	同	同	同
予算委員	野田 哲君	野田 哲君	野田 哲君	野田 哲君
同	同	同	同	同
大蔵委員	青木 薫次君	青木 薫次君	青木 薫次君	青木 薫次君
同	同	同	同	同
二木 謙吾君	二木 謙吾君	二木 謙吾君	二木 謙吾君	二木 謙吾君
同	同	同	同	同
斎藤栄三郎君	斎藤栄三郎君	斎藤栄三郎君	斎藤栄三郎君	斎藤栄三郎君
同	同	同	同	同
林 道君	林 道君	林 道君	林 道君	林 道君
同	同	同	同	同
後藤 正夫君	後藤 正夫君	後藤 正夫君	後藤 正夫君	後藤 正夫君
同	同	同	同	同
青井 政美君	青井 政美君	青井 政美君	青井 政美君	青井 政美君
同	同	同	同	同
岡田 広君	岡田 広君	岡田 広君	岡田 広君	岡田 広君
同	同	同	同	同
高橋 邦雄君	高橋 邦雄君	高橋 邦雄君	高橋 邦雄君	高橋 邦雄君
同	同	同	同	同
秦 豊君	秦 豊君	秦 豊君	秦 豊君	秦 豊君
同	同	同	同	同
片山 基市君	片山 基市君	片山 基市君	片山 基市君	片山 基市君
同	同	同	同	同
赤桐 操君	赤桐 操君	赤桐 操君	赤桐 操君	赤桐 操君
同	同	同	同	同
目黒今朝次郎君	目黒今朝次郎君	目黒今朝次郎君	目黒今朝次郎君	目黒今朝次郎君
同	同	同	同	同
桑名 義治君	桑名 義治君	桑名 義治君	桑名 義治君	桑名 義治君
同	同	同	同	同
黒柳 明君	黒柳 明君	黒柳 明君	黒柳 明君	黒柳 明君
同	同	同	同	同
ロッキード問題に関する調査特別委員会	ロッキード問題に関する調査特別委員会	ロッキード問題に関する調査特別委員会	ロッキード問題に関する調査特別委員会	ロッキード問題に関する調査特別委員会
同	同	同	同	同
塙出 啓典君	塙出 啓典君	塙出 啓典君	塙出 啓典君	塙出 啓典君
同	同	同	同	同
相沢 武彦君	相沢 武彦君	相沢 武彦君	相沢 武彦君	相沢 武彦君
同	同	同	同	同
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案
健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案	健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案	健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案	健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案	健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律案	国民年金法等の一部を改正する法律案	国民年金法等の一部を改正する法律案	国民年金法等の一部を改正する法律案	国民年金法等の一部を改正する法律案
雇用保険法等の一部を改正する法律案	雇用保険法等の一部を改正する法律案	雇用保険法等の一部を改正する法律案	雇用保険法等の一部を改正する法律案	雇用保険法等の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が交付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日内閣から予備審査のため左の議案が交付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日内閣から予備審査のため左の議案が交付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日内閣から予備審査のため左の議案が交付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	同日内閣から予備審査のため左の議案が交付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
恩給法等の一部を改正する法律案	恩給法等の一部を改正する法律案	恩給法等の一部を改正する法律案	恩給法等の一部を改正する法律案	恩給法等の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託	内閣委員会に付託	内閣委員会に付託	内閣委員会に付託	内閣委員会に付託
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託	社会労働委員会に付託

農業改良助長法の一部を改正する法律案

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同日議員から左の質問主意書が提出された。

輸入かんきつの防歟剤O.P.P.の使用に関する質

問主意書(松垣徳太郎君提出)

同日左の質問主意書が提出された。

新東京国際空港公団が犯した航空法違反の無認

可工事に関する質問主意書(秦尊君提出)

新東京国際空港公団の本格石油パイプライン千

葉市内部分のルート選定経緯に関する質問主意

書(加瀬元君提出)

去る二月二十五日内閣から左の議案が提出され

た。よつて議長は即日これを決算委員会に付託し

た。

昭和五十一年度一般会計国庫債務負担行為総調

書(その1)

同日議長は、内閣から予備審査のため送付され

た。左の議案を文教委員会に付託した。

国立学校設置法及び國立養護教諭養成所設置法

の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され

た。よつて議長は即日これを決算委員会に付託し

た。

昭和五十一年度一般会計公共事業等予備費使用

総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)

昭和五十一年度一般会計予備費使用総調書及び

各省各厅所管使用調書(その1)

昭和五十一年度特別会計予備費使用総調書及び

各省各厅所管使用調書(その1)

づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ

れた。よつて議長は即日これを商工委員会に付託

した。

調書(その1)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ

れた。よつて議長は即日これを商工委員会に付託

した。

石炭資源活用法案(岡田利春君外二名提出)

同日議員から左の質問主意書が提出された。

本土・沖縄間の航空路運賃の低減等に関する質

問主意書(喜屋武真榮君提出)

本土・沖縄間の航空路運賃の低減等に関する質

問主意書(喜屋武真榮君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員栗原俊夫君提出農業振興地域の整備

と都市計画税の関係に関する質問に対する答弁

書

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づ

く昭和五十二年度地方団体の歳入歳出総額の見込

額書を受領した。

同日内閣から予備審査のため左の議

案が送付された。よつて議長は即日これを通信委

員会に付託した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

简易生命保険法の一部を改正する法律案

輸入かんきつの防歟剤O.P.P.の使用に関する質

問主意書(松垣徳太郎君提出)

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

同日内閣から、参議院議員秦尊君提出新東京国際

空港公団が犯した航空法違反の無認可工事に関する質

問については、検討する必要があり、これに

された。

本土・沖縄間の航空路運賃の低減等に関する質

問主意書(喜屋武真榮君提出)

沖縄県における電話積滞の解消促進等に関する質

問主意書(喜屋武真榮君提出)

去る一日議長において、左の常任委員の辞任を許

可した。

法務委員

社会労働委員

農林水産委員

商工委員

藤井 恒男君

高田 浩運君

向井 長年君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

名した。

法務委員

社会労働委員

農林水産委員

商工委員

高田 浩運君

岩本 政一君

藤井 恒男君

同日委員会において選任した理事は左の通りであ

る。

社会労働委員会

理事 丸茂 重貞君 (高田浩運君の補欠)

商工委員会

理事 福岡日出麿君 (補正俊君の補欠)

農林水産委員会

理事 須藤 五郎君 (加藤進君の補欠)

日時を要するため、三月十六日までに答弁する旨

の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知

書を受領した。又同日内閣から、参議院議員加瀬

完君提出新東京国際空港公団の本格石油パイプラ

イソ千葉市内部分のルート選定経緯に関する質問

については、検討する必要があり、これに日時を

要するため、三月十九日までに答弁する旨の国会

法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受

領した。

法務委員

社会労働委員

農林水産委員

商工委員

藤井 恒男君

高田 浩運君

栗林 卓司君

田渕 哲也君

岩本 政一君

藤井 恒男君

向井 長年君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指

名した。

法務委員

社会労働委員

農林水産委員

商工委員

高田 浩運君

向井 長年君

藤井 恒男君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可し

た。

災害対策特別委員

神谷信之助君

官 報 (号 外)

科学技術振興対策特別委員会
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員　近藤忠孝君
　　科学技術振興対策特別委員　向井長年君

交通安全対策特別委員会

理事 岡本 恒君（土屋義彦君の補欠）
同日左の質問主意書を内閣に転送した。

沖縄県における電話積滞の解消促進等に関する

賀問主意書(吉屋武真榮君提出)

自治大臣官房会計課長柴田啓次君は退職し、ま

本日付をもつて外務大臣官房審議官伊達邦美君

特命全権大便に任命されたのでいすれもその政
委員としての資格を失つた旨の通知書を受領

七〇

同日議長は内閣總理大臣宛、左の者を第八十回

會取用多貢少存的方略，力圖回答。

外務大臣官房審議官　内藤　武

自治大臣官房会計課長 中野 崑

官内藤武君外一名(同日議長承認)を第八十回国

政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

である。

理事 大鷲 淑子君	(増原恵吉君の補欠)	同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。
義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律等の一部を改正する法律案(西之原貞光君外二名発議)		
去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。		
予算委員	塙出 啓典君	
議院運営委員	多田 省吾君	
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。		
予算委員	多田 省吾君	
議院運営委員	塙出 啓典君	
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。		
物価等対策特別委員	塙出 啓典君	
同日議長において選任した理事は左の通りである。		
物価等対策特別委員	田代富士男君	
同日委員会において選任した理事は左の通りであ		
名した。		
物価等対策特別委員	塙出 啓典君	

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

鎌砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律案

社債發行限度暫定措置法案

法務委員会に付託

日本放送協会昭和五十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

通信委員会に付託

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。

特殊土じよう地帶災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員松垣徳太郎君提出輸入かんきつの防
護剤OPPの使用に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員喜屋武真栄君提出本

土・沖縄間の航空路運賃の低減等に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、三月十九日までに答弁する旨の国会は第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣を経由して郵政大臣から、放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会昭和五十一年度業務報告書及びこれに付する同大臣の意見を受領した。

去る五日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

集団代表訴訟に関する法律案（宮崎正義君外名発議）

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案
貴金属特別会計法を廃止する法律案
アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
航空運送貨物の税關手続の特例等に関する法律案

同日議員から左の質問主意書が提出された。

沖縄県における交通方法変更等に関する質問主意書（喜屋武真榮君提出）

用の状況の報告を受領した。

力君提出)	去る十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
法律案 文教委員会に付託	同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
獸醫師法の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託	石炭鉱業復興基本法案(星野力君外三名発議)之原貞光君外七名発議)
外務委員 大蔵委員	業に関する法律等の一部を改正する法律案(宮設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律等の一部を改正する法律案(宮之原貞光君外七名発議)
大蔵委員 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律等の一部を改正する法律案(宮之原貞光君外七名発議)
栗林 卓司君 田渕 哲也君	女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木美枝子君外七名発議)
栗林 卓司君 田渕 哲也君	同日議長から左の報告書が提出された。
川村 清一君 青木 薦次君	特種災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(決算報告書)
近藤 忠孝君 神谷信之助君	同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案
沖縄及び北方問題に關する特別委員 災害対策特別委員	昭和四十年三月二十九日都市計画税条例が成立し、行政全区域にわたって、都市計画税の課税徴収の指定区域となつた。
官 同日議長において選任した理事は左の通りである。	昭和四十七年四月、吉井町は農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という)施行の指定を受け、これにより、農用地等として利用すべき土地の区域、所謂農用地の線引が確定した。
商工委員会 理事 対馬 孝且君 (鈴木美枝子君の補欠)	然るに昭和五十一年度まで農振法による農用地として線引された農地も含めて、全行政地区間の町村に対し、関係当局はいかなる行政指導をしたのか。
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長はこれを委員会に付託した。	二 都市計画法は新法旧法を問わず、具体的に都市計画に組み込めない山林地帯までも計画地域に指定して然るべきものなのか。
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する	一 都市計画法と農振法の混合又は複合施行の市町村に對し、関係当局はいかなる行政指導をしたのか。
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	農業振興地域の整備に関する法律によつて指定された農業振興地域と都市計画税の関係についての調査特別委員による質問主意書
決算委員 文教委員	二 都市計画法は新法旧法を問わず、具体的に都
久保 亘君 宮之原貞光君	市計画に組み込めない山林地帯までも計画地域に指定して然るべきものなのか。
市川 房枝君 小巻 敏雄君	

三 農振法により農用地区域の指定を受け地目変

更の出来難い農地に、都市計画税を課徴するとの適否について。

四 具体的に都市計画実施の不可能に近い山林地

域に対し、都市計画税を課徴するとの適否について。

参議院議員栗原俊夫君提出農業振興地域の

整備に関する法律によつて指定された農業

振興地域と都市計画税の関係に関する質問

に対する答弁書

一について

都市計画法による都市計画区域と農業振興地
域の整備に関する法律による農業振興地域と
が、市街化区域以外の区域について重複して指

二について

定しうることは、法制上も認められており、そ

れぞれの法律の目的に従つて、適正な土地利用

が図られるよう指導してきたところである。

二について

参議院議員栗原俊夫君提出農業振興地域の整備

に関する法律によつて指定された農業振興地域

と都市計画税の関係に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

及び保全する必要がある区域を都市計画区域と

して指定すべきものとされている（同法第五条

第一項）。

都市計画区域の指定に当たつては、この趣旨
にのつとり、森林又は原野であつても、将来、
開発される可能性のある区域、都市計画上の觀

点から保全の必要がある区域等については、都

四について

市計画区域に含めているところである。

三について

都市計画税は、原則として市街化区域内にお

いて課税することとされているが、市街化区域

及び市街化調整区域の区分がなされていない都

市計画区域の所在する市町村においては、都市

計画区域の全部又は一部の区域で当該市町村の

条例で定める区域を課税区域とすることができ

ることとされている。市町村が都市計画税の課
税区域を定めるに当たつて都市計画区域のうち

五について

質問主意書

輸入かんきつ防黴剤OPPの使用に関する

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

新たな化学的合成品たる食品添加物について
出す。

昭和五十二年一月二十三日

松垣徳太郎

参議院議長 河野 謙三殿

自由民主党果樹振興議員連盟においても、先に

厚生、農林両大臣に対し、O.P.P.を含む新しい防

蟲剤、防腐剤の使用許可については、人体に対する

安全性、消費者のかんきつに対する信頼感、使

用許可の積極的な必要性の有無等を配慮し「慎重

の上にも慎重を期されたい」旨の要請を行つてき

たところである。

輸入かんきつの防蟲剤O.P.P.の使用に関する質問主意書

現在わが国では、食品衛生法規によつて使用を認められていない防蟲剤O.P.P.（オルト・フェニール・フェノール）を使用したかんきつ類の輸入について、最近政府はこれを認める意向を固めたという報道（一月十六日付日本経済新聞）がなされた。各方面に物議をかもしている。

本件に関しては、一昨年以来衛生上の安全性をめぐつて民間においてはもとより国会においても屢々論議されて來た。

針

右質問する。

新たな化学的合成品たる食品添加物について
は、食品衛生調査会において科学的資料により
安全性に関する審議を十分に行い、その結果に
基づいて所要の措置を講ずることとしている。

昭和五十二年三月四日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員松垣徳太郎君提出輸入かんきつの防

蟲剤O.P.P.の使用に関する質問に対し、別紙答

弁書を送付する。

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

出する。

昭和五十二年一月二十八日

喜屋武真榮

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員松垣徳太郎君提出輸入かんきつ

の防蟲剤O.P.P.の使用に関する質問に対す

る答弁書

一について

御質問の新聞報道については、閲知しない。

する質問主意書

沖縄県における電話積滞の解消促進等に關

近年、電話の普及改善はめざましく、今日では

一 当該新聞報道の内容の真偽ないし真相に関する政府の見解

二 今後本件に対し如何に対処されるか政府の方

電話は国民生活に必要不可欠な存在となつてゐる。

電電公社は、昭和五十二年度末までに、全国的

規模において、電話の加入申し込みの積滞を解消し、また五十三年度末までには、電話の全国自動化を実現するという目標をかけて、その拡充改善対策を推進している。

しかるに、沖縄県下における電話の拡充対策は著しく立ち遅れしており、県民の電話サービス改善についての要望は熾烈なものがある。

よつて、以下の諸点について質問する。

一 電話の積滞解消の促進について

本土復帰時、約八万であった沖縄県における電話加入数は、現在十三万余に増加しているもの、その普及率は百人当り全国平均三十加入に対し、十二・五加入にすぎず、しかも電話

の積滞数は昭和五十一年十一月末現在六万四千をかぞえ、全国における電話積滞数のはば二十九パーセントを占めるという状況にある。

参議院通信委員会は、第七十八回国会における公衆電気通信法の一部を改正する法律案の可決に際し、全会一致をもつて「沖縄県における

電話の積滞解消について、さらに格段の努力を払うこと。」との附帯決議を行つてゐる。

政府は、こうした情勢の下で沖縄県における電話積滞解消を含んだ電話拡充対策についてどのように計画を明示されたい。

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における電話積滞の解消促進等に関する質問に対する質問主意書及び答弁書

措置が著しく遅延している。

このため沖縄県民は多大の不便を余儀なくされてゐるばかりか、経済的負担能力の乏しい辺地住民が電話サービスの享受に当り、線路設置費、附加使用料等の過重負担を強いられている現状である。

沖縄県の電気通信サービスの改善について、参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における電話積滞の解消促進等に関する質問に対する質問主意書

一について

政府は、公平なサービスの提供という見地から、沖縄県における電話の自動改式及び普通加入区域の拡大措置を早急に推進する必要がある。その後次第に増加してきている（四十七年度度一、〇〇〇、四十八年度六、〇〇〇、四十九年度一、〇〇〇、五十年度一六、〇〇〇）。一方、毎年度の新規申込数が、この増設数を更に上回つてゐる等の事情から、沖縄県については、昭和五十二年度末までの積滞解消は極めて困難な状況にある。

昭和五十二年三月八日

内閣総理大臣 福田 起夫

参議院議長 河野 謙三殿

沖縄県における電話の自動化は全国のそれに

の促進について

参議院議員喜屋武真榮君提出沖縄県における電話積滞の解消促進等に関する質問に対し、別紙

沖縄県の加入電話の積滞解消は、具体的には

答弁書を送付する。

五十二年度以降の計画の中で解決していくこと

となるが、県民の強い要望もあることから、今

後も最大限の努力を払つて、五十三年度以降早

期に積滞を解消するようしたいと考えてい

る。

一一について

電話の自動化については、現在、全国で約

一、二〇〇局(五十年度末)の手動局があるが、

昭和五十三年度末までに自動化を完了するよう

計画を進めている。

沖縄県においては、五十年度末で一四局の手

動局があるが、このうち既に五十一年度は三局

自動化しており、残り一、二局についても五十三

年度末までに自動化を完了するよう計画する考

えである。

また、普通加入区域の拡大については、原則

として、収容電話取扱局から半径五キロメート

ルの円内にある地域まで、逐次拡大することと

しております。自動局については五十二年度末まで

に、手動局については五十三年度末までに完了

するよう計画を進めている。

沖縄県においても、この方針に従い、計画を

進める考え方である。

なお、その後の普通加入区域拡大方針等に

ついては、普通加入区域外住民の要望も考慮

し、更に拡大する方向で検討を進めている。

第四号中止語

ペシ 段行 誤
モ 四ニ 対策 誤
丸 三かわり
六五 財政 政策

金 一シ 大きら
一七 推める 財源

第五号中止語

ペシ 段行 誤
丸 三六 得えず
一二 表現 得ず
一〇八 表明 正

昭和五十一年三月十四日 參議院会議録第六号

明治二十五年三月三十日
郵便物記可

定価一部一一〇円

發行所

東京都港区赤坂莫町二番地 郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五八一四四一(六代)

一五〇